

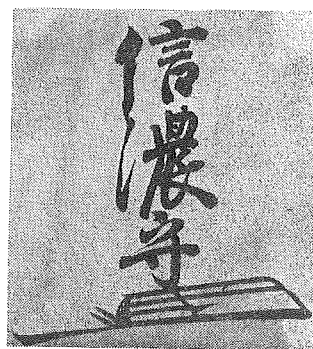
などの雑税に加えて人別銀や献米も臨時に賦課されているので、農民の生活は決して恵まれたものではなかった。

一 佐賀藩の成立

(一) 鍋島藩体制の樹立

1 鍋島氏の支配

慶長十二年（一六〇七）九月六日、龍造寺高房が没して、隆信―政家―高房と続いた龍造寺氏にかわって鍋島氏が名実ともに支配することとなった。隆信が天正十二年（一五八四）島原で戦死して以来、鍋島直茂の手腕によって領国を保たれ、家臣団も直茂に信頼を寄せており、朝鮮への出兵の際も直茂を先頭によく結束して直茂との間に主従関係も芽生えており、龍造寺氏の一族重臣も直茂及び勝茂に対してその下知に従うことを誓っている。実態としては政家や高房には領国の支配権はなく直茂―勝茂の手に移っていたわけであり、高房の自殺的な死にも龍造寺氏の前途に対する絶望感があったと思われる。隆信戦死後、秀吉の九州平定のための出兵、朝鮮出兵のための名護屋築城と朝鮮での戦闘、関ヶ原の戦に西軍に属しての藩存亡の危機、その後の財政危機の先頭に立って、これを取り切ってきたのが鍋島直茂であり、これが龍造寺家臣団から信



勝茂の花押

頼を得たものであろう。

佐賀藩三十五万七千三十六石五斗九升九合という知行高（表高）は慶長十六年（一六一一）の藩検地の石高を慶長十八年に幕府が公認したものである。これは幕末までたびかさなる新田開発にもかかわらず変化のなかったもので土地の実生産高である草高との間に大きな差を生ずるものであるが、幕府は藩の知行高（表高）の変更は原則として認めなかった。鍋島勝茂に引きつがれた佐賀藩領は三根・神埼・佐賀・小城・杵島・藤津の全部と養父・松浦・高来・彼杵の各郡の一部で大部分が陸続きであったが高来郡の神代や深堀は飛地となっていた。

龍造寺高房が二十二歳で没し、約一か月後に父の政家が五十二歳で没して龍造寺本家が滅んだが大きな動揺はなかったようである。龍造寺一族はむしろ鍋島直茂・勝茂に協力的で鍋島家の支配は安定していた。高房の弟に八助、源四郎の二人がおり、ともに江戸に出て幕府に仕えていた。源四郎は佐野左京の養子となり八助は政家の隠居分の久保田四千三百石を給され村田姓を名乗って代々久保田に住んでいる。その他龍造寺家系では隆信の弟、信周・長信がそれぞれ須古・多久を、政家の弟家信は武雄、やゝ遠縁になるが龍造寺鑑兼の子家晴は諫早を領してすべて龍造寺の姓をすてて鍋島氏に従った。ただ寛永十一年（一六三四）龍造寺高房の嫡子伯庵が龍造寺家の再興を幕閣（土井利勝・酒井忠勝）に訴え出た。この申出は取上げられなかったが、伯庵たちは数年にわたって訴訟を続け、寛永十九年（一六四二）龍造寺伯庵・勝山大蔵は江戸を追放となり会

津の保科正之に預けられて、伯庵は五〇人扶持を与えられた。これが鍋島猫化け騒動の物語成立の背景であるが、鍋島藩支配は微動だにしなかった。ただ勝茂はこの事件にかなり気をつかったようである。この事件にとどまらず藩政確立期の直茂や勝茂の代には藩主の個人的政治手腕が最高度に要求された時期で大胆な施策と細かい配慮が随所にみられる。

公儀や各大名への音物の指示、家臣（とくに側近）への配慮はおびただしい書状の量からみて、まさに毎日書状を書いていたものと思われるほどである。米の有利な販売法、輸入した生糸の売却についての指示、造船や、城郭修理の漆喰の方法にいたるまで他人まかせにしないで自分で一々やっていることは、まさに超人的な日常生活であり、またその間に全国的な政局の情報までもよくつかんでいる。

また勝茂は合理的な判断で藩政の運営に当たり、人の常識的な判断とか人情とかを重視した。例えば慶長十五年（一六一〇）六月十日に子の彦太郎が病気で死亡した際に、二、三人のより（霊媒者）が彦太郎の病氣は生きてる人が憑りついたと口走ったので、その疑いをうけた七、八人の人を殺したという国許からの報告を受けて怒り、人が恨をもったとしても人に憑りつくはずがない、殺された人達の親子は勿論、藩内の武士達も「なにと女子申くるひ候ニまかせ成敗仕候」と考えるだろう。今になつては取かえしのつかぬ事ではあるがよりは、惜しい事をしたので殺してしまえ、と命じている。可愛い幼少の孫が死んだので「加州御膝氣の儀は千万余儀なき儀と存じ候へども」直茂が気がふさがって、この様な事をするのは仕方ないにしても側近の者がついていて何事かと鍋島生三を叱っている。勝茂も厄年などは厄除の祈禱をしたり、その他、まじないめいたものも行っているが、こと政治になると私情を捨てて合理的に判断しようとする統治者としての

バックボーンをもっていた。

佐賀藩領の検地については天正十六年（一五八八）の『三根郡光浄寺弥吉名検地帳』や『佐嘉郡巨勢郷小太郎丸名検地帳』の存在によっても裏づけられるように肥前国、少くとも龍造寺氏の領国全体にわたるかなり精密な検地が行われている。天正十八年、龍造寺政家は病弱を理由に三十五歳で隠居し、長法師丸（藤八郎・高房）が家督をついだが、この時秀吉は高房に肥前国で三十万九千九百二石を与えた。

直茂には神埼郡内で四万四千余石をこの中から与えているが、この石高は天正十六年の検地によるものである。このとき養父郡南半と高来郡神代・彼杵郡深堀はまだ佐賀藩領に加えられていない。その後、文禄四年（一五九五）には肥前国養父郡内山浦・立石・村田村などの五千七百石の領地方目録（『白石鍋島家文書』）を秀吉から鍋島直茂にあてたものがある。この地方にこの年に検地が行われたことが理解できるが佐賀藩領全体にわたるものかどうかは不明である。

慶長十六年、勝茂は佐賀藩領の徹底した検地を行った。この検地を前に勝茂は領内絵図を作らせたり、慶長十五年（一六一〇）には百姓が村を離れることを禁止し、出稼をも厳禁している。領内の戸口調査も厳重となり隣藩の福岡藩からの走り者（他領へ無断で移住している者）が福岡藩へ引き渡されたり、また逆に送り返される者が多くなった。^② 検地と人別改めが並行して徹底したものと考えられる。

名実ともに鍋島家の支配となり、佐賀城の築城、名古屋城の普請手伝いなど財政支出が増大する中で財政計画を立案する基盤としての検地が必要だったわけである。

この検地帳は村毎に田・屋敷・畑の別に一筆ごとに反別（面積）、上・中・下・下下・三下の等級と作人

の名前が記され、等級に応じての反当たりの定米が記されて、村の合計石高が算出されている。

この検地によって知行地をもつ家中（家臣）は知行高が変動し、知行地の坪付が変動して知行地の割かえが行われ、改めて勝茂の判物によって知行地が与えられている。勝茂の慶長十六年正月十一日付の判物が多く残されているのはこの理由によるものであり、また、この日付は検地の完了した日付で検地帳も同じ日付となっている。この検地が佐賀藩の後世にいたるまでの基本的な検地であり、幕府は、この佐賀藩の検地高（領内各村の石高の総計）三十五万七千三十六石五斗九升九合四勺九札の報告をもって慶長十八年（一六一三）に領地目録を与え、いわゆる鍋島三十六万石という名称が生ずるのである。

この石高は天正十六年の龍造寺高房に与えられた領国の合計三十万九千九百二石に比較すると四万七千石ほど多い。^③ これはその後広くなった養父郡の南半、高来郡神代、彼杵郡深堀の分を差引いて考えても三万数千石の増加である。これは『佐賀県史』に城島正祥教授は新田畑の開発または土地生産力の向上によると考えられるものも若干はあるが、むしろ検地の緩厳によって人為的に算出されたと考えられる要素が大きいとのべておられる。

慶長検地では

物成 二十三万六千九百八十五石四斗五升七合

小物成 三千四百四十四石九斗一升一合

合計 二十四万四千三百六十八合で租率（物成率）は六七・三三パーセントで、これは『肥陽旧章録』によるものであるが『多久家文書』の「佐嘉領高物成等覚書」によると

高 三十五万七千三十六石五斗九升九合

物成 二十三万六千九百八十五石六斗五升七合一尺

小物成 三千四百四十四石七斗一升一合

計 二十四万三千石三斗六升八合一尺

成(租率) 六ツ七部二合四尺

と記され、六七・二四パーセントで大体二公一民に相当する。

また、この慶長検地をもとに『慶長年中肥前国絵図』が作成されて幕府に提出されたがこの絵図に記載された石高と物成を各郡別に比較してみると、各郡によってかなりの差違があり、佐賀藩全体では六七・二四パーセントであるが佐賀城下に近いほど高く、佐賀郡では七六・四六パーセントにも達し『佐賀県史』によれば佐賀城などの築城の夫役負担の出動距離を考慮し城に近いものほど租率が高いものであろうとしている。

慶長検地が領内の全域にわたって徹底して行われ、かなりの打出があり、さらに家臣の大部分の者の知行地の割かえが行われたということは、換言すれば鍋島勝茂の領内統制権の強化拡大を意味する。強大な藩権力がなければ為し得ぬことであり、また徳川政権の強化に対応して各大名が領内支配体制の整備を急がなければならなかったわけである。ちなみに、隣藩の唐津藩も元和二年(一六一六)に佐賀藩の慶長検地に相当する、元和検地を行っている。^⑥

藩権力の集中・強化策は財政難を理由に知行地の三〇パーセントを上地させる、いわゆる三部上地が慶長十六年(一六一一)と元和七年(一六二二)に強行されて、一部の家臣にとってはわずか十年の間に知行地

が半減するという事態が起っている。また、元和元年(一六一五)に始まったといわれる成富兵庫(茂安)を中心とする水利土木事業にしても、利害関係の複雑な各知行主の思惑や、村の水利慣行を押えて領内全体の水利計画をたて、しかも、多数の農民をこの事業に使役が出来たことにつながっている。



勝茂の墓中央(本庄町・高伝寺)

反面、勝茂にこれだけの権力の行使を可能ならしめたものは何か、と考えると、ひとつには勝茂のすぐれた政治的手腕を認めねばならないが、その背景には、領内全体を覆っていた藩改易の危機意識であろう。幕府は元和元年に武家諸法度を制定し、大名統制を強化したが、それ以前、関ヶ原の戦以後、改易される藩も多かった。この点では藩改易の危機感是全国的な傾向でもあったが、とりわけ佐賀藩は関ヶ原の戦では西軍に属し、改易の危機をやっとくぐりぬけて、三岳寺学校(元估)や西本願寺を通じての運動などで藩の存続を認められた事情もあって、その危機意識は藩士共通のものであり、さらに名古屋・江戸城などの御手伝普請を命ぜられ、佐賀城の築城も重なって財政が極度に逼迫し、例えば、慶長十九年(一六一四)には新蔵入地の五万石の増収分から四万石を、さらには家臣の物成の五割を献上させるなどの対策をとらねばならなかった。このような事情から龍造寺高房の死後、勝茂を中心に当初鍋島生三が補佐したが、

さらには多久安順など龍造寺家系の有力者も協力してこの危機を乗切るために結束した。この強化された藩権力を背景に千栗土居をはじめとする全領域にわたる大きな土木工事が成功したのである。

また勝茂は、この危機感を巧みに利用して彼一流の細かい、または大胆な方法で

：御家中御仕置、御国内端々迄の御仕組、公儀方雑務方一切万事の御仕組^⑩：

を整備して佐賀藩政の基礎作りを完成したのである。

『鳥ノ子帳』すなわち、佐賀藩法も整備され佐賀藩政はスタートしたのである。

佐賀藩政の出發について、もう一つ重要なものに佐賀城の築造があるが、これは慶長七年（一六〇二）の本丸台所の建築に始まって同十六年、勝茂は佐賀城本丸へ移った。なお堀をつくるのに黒田藩の助力をうけているが佐賀も福岡城の普請を手伝っている。黒田如水と勝茂との親密さを物語る多くの文書も残されている。

2 三部上地と三支藩

勝茂が佐賀藩を支配した慶長十二年（一六〇七）の段階で彼の周囲で彼を補佐したのは鍋島茂里や鍋島生三で、そのほか、当時、鹿島にいた弟の鍋島忠茂があったが、知行高から見ると多久・武雄・須古・諫早・久保田などの龍造寺家系のものが有力であった。

多久の龍造寺長信の子、多久安順は勝茂の信任をうけて慶長の末から藩政の重要な地位にあった。佐賀藩は龍造寺隆信が、「五州二島の太守」と呼ばれた時代の膨張した多くの家臣団をかかえて家臣への知行地

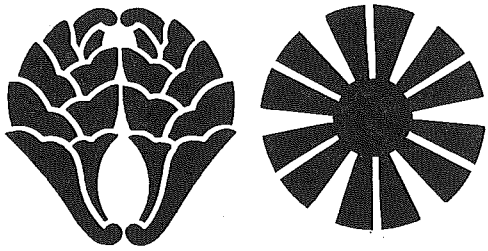
（配分地）が多く、いっぽう、藩の直轄領（蔵入地）は比較的小さく財政は苦しかった。その上、駿河城・名古屋城・大坂城・江戸城などの公儀普請役、佐賀城の築城などで出費がかさみ、財政は勝茂自身が首をかしげるほどに苦しく複雑多様であった。

慶長十六年（一六一一）の検地の完了を機に三部上地が行われ

：諸臣一統の持高を平均してその三部地^⑪：

といわれるように主だった家臣の知行地の三〇パーセントが上地されて藩の直轄領となった。この上地は、さらに十年後の元和七年（一六二二）に再び、三部上地が行われて、二度上地を行った家臣は当初から見ると五〇パーセントの上地で、実質的に知行高の半減である。

この慶長の上地で、尼寺・八戸・鹿子・飯盛・木原・武藤・袋・末次・真木・南里などが多久領から上地され、元和の上地で上嘉瀬や砥川などが上地された。この三部上地で久保田の村田家は龍造寺家系の中での由緒が重視されて免除されたが、その他の龍造寺家系の多久・武雄・諫早・須古の四家は慶長の上地について、元和の上地も行っている。しかも、この元和の上地は、この四家だけが負担した。財政難から、家臣全体への献金、献米の計画があったのを、藩士の士気にかかわるものとして多久安順が他の三家に相談をして上地を定めたといわれる。多久などの四家が自発



鍋島家と龍造寺家の家紋

的に三部上地を定めた理由は何であろうか。勝茂は多久安順を重用し、安順を通じて、龍造寺家系の有力家臣団を支配しようとしたが、勝茂は本藩の運営を多久安順をはじめとする四家（親類同格）に委任するという思いきった方策を実行した。いわば、外様大名に幕政を任せるようなもので、これは勝茂の真に巧妙な統治策である。藩政を任されれば当然財政難についても責任を負わされる。赤字財政の負担を他の家臣に献金・献米という形で負わせると、それは龍造寺家系の四家に対する批判となつてあらわれる。四家は自分達の責任で本藩の赤字解決をはかるために自分達の知行地の半分を犠牲にしたわけである。まさに、この四家は鍋島家に対する忠誠を試されていたことにもなる。なお、この後も、佐賀藩政の運営の責任者（請役所の当役、または執政とよばれる）は、この四家から選ばれることが慣例化してしまった。

佐賀藩三十五万七千石も家臣の知行地や寺社領などと藩の収入にあてられる分（御蔵入）がある。

『多久家文書』の寛永十年（一六三三）「佐賀領高物成等覚書」によると

知行地・寺社領等が

二十二万四千二百二十九石二斗八升二合

御蔵入の分

十三万二千八百十六石二斗八升

知行地その他が約六三パーセント、直轄地である御蔵入が約三七パーセントである。新田開発・生産量の増加もあるので数字をそのまま信用することは出来ないが、だいたいの傾向を知ることができる。

ところで知行地の配分は大きく分けて大配分と小配分とに分けられる。大配分は三支藩をはじめとする大

幅な自治を認められたものであり、小配分とは本藩の支配に属し、本藩主から直接知行地を与えられているが、自治権の弱い武士である。

小城・蓮池・鹿島の三支藩については、この三支藩に白石鍋島家を含めて鍋島家系の有力家臣の創設、幕府の御三家的存在を勝茂は考えていたわけで、財政難を理由に三部上地を行い、いったん蔵入地となった上地分は結果的には三支藩等の創設にあてられたことになる。この点からも勝茂は財政難をも巧みに利用しながら鍋島体制を確立して行ったといえる。

鹿島鍋島家はもともと由緒が古く、勝茂の弟忠茂は慶長六年（一六〇一）人質として江戸に上り、將軍秀忠の恩顧を得て將軍家から直恩として下総の矢作で五千石を領した。また同時に藤津郡でも知行地を得ている。この藤津郡では元和六年（一六二〇）で定米九千四百三十二石七斗、寛永五年（一六二八）に一万三千六百十六石となっている。その後、忠茂の子正茂は勝茂の怒りを買ひ、寛永十七年（一六四〇）藤津郡の領地を没収されている。そしてあらためて勝茂の五男で正茂の養子となつていた直朝に新知として与えた。これが鹿島鍋島家の始まりという解釈を本藩ではとっている。直朝の知行は寛永十九年（一六四二）に一万五千六百十六石となっている。

小城の鍋島家は勝茂の長男元茂が元和三年（一六一七）祖父にあたる直茂の隠居分を相続し、家中として直茂についていた御傍侍を引きついで分家をつくつたのに始まる。元茂は長男であつたが生母の家柄が低くまた家康の養女である高源院との間に二男の忠直が生まれたので本家を相続することが困難となつたからである。元茂の知行は除々に増加して寛永五年（一六二八）には五万七千四百五十二石、寛永十九年（一六四



直朝花押

直澄花押

元茂花押

(二)には五万八千六百二十石のち七万三千二百五十二石五斗となっている。

蓮池鍋島家の成立は寛永十六年(一六三九)で、この成立の事情は本藩主に予定されていた勝茂の二男の忠直が寛永十二年に病死し、その子の光茂がまだ四歳だったので忠直の同母弟(母高源院)の三男直澄に家督を相続させようとして忠直の妻の恵照院を直澄に再嫁させた。しかしこれには小城の元茂や多久安順などの反対もあって結局、直澄は分家することになり、知行は寛永十六年三万五千六百二十四石二斗、寛永十九年には四万二千百石のち五万二千六百二十五石となっている。これが蓮池藩である。

この外に勝茂は四男直弘を当初、成富家の養子としていたが、その成富家の知行の一部をもって鍋島氏に復し、その後大幅に増され、寛永十九年には知行六千石のち二万二百七十六石五斗となった。白石鍋島家である。また末子六男の直長(神代右京)を龍造寺氏の一族について大きな勢力をもっていた川久保の神代家を相続させた。このようにして勝茂は龍造寺家系の有力家臣に藩政の責任を背負わせながら鍋島氏による支配組織を完成していった。

大配分は次の表の如くである。

三家 小城鍋島家・蓮池鍋島家・鹿島鍋島家
親類 白石鍋島家・村田家・神代家・村田鍋島家

親類同格 武雄鍋島家・多久家・諫早家・須古鍋島家

以上であるが、村田鍋島家は当時成立しておらず、この家格は綱茂のころに確立するのである。この外に大配分格小配分の家もあり家老と呼ばれる六家などが、それに相当し、藩内では上級家臣であり、自分の知行地内での家臣への知行権や領内での司法・行政権が行使できる独立性の強い存在であった^⑩。

三部上地が行われた際にも、生産力の高い平地を中心に上地させたり、本藩の蔵入地(直轄領)を生産力のすすんだ佐賀平野部に配するなど本藩支配機構の基礎も出来た。

三家といえども本藩との関係においては他の大配分の家臣と同様の取扱いをうけるわけであり、知行高も佐賀藩の表高三十五万七千石の内高である。

小城・蓮池・鹿島の三家が他の大名のように参勤交代に参加するのは寛永二十年(一六四三)以後である。勝茂は関ヶ原の西軍加担によっても領地を減らされなかった謝意の意味もあって幕府に忠誠の意を表すために公儀奉公を願い出たが、佐賀藩は当初からの財政難で勝茂がずっと江戸に住むことは不可能であった。

そこで、元茂・直澄・直朝の三家は相談の上、今後交代で一年おきに出府したいと申出て幕府が、これを許可し勝茂に元茂・直澄・直朝を加えた四人が隔年に出府することになったわけである。三支藩は將軍から領地判物をもらったわけではならしく、三支藩側では他の大配分との家格の違いの主張や、本藩の家臣扱いに対する反発もあって、接待役などの幕府の公役を引きうける動きもあったが、本藩では三支藩の大名としての独立性を常否定する方向にあった^⑪。

佐賀市域については、天明七年（一七八七）の『肥前国佐嘉領村々目録』によれば、佐賀藩領、三十五万七千余石のうち

佐賀郡 十万二千七百七十九石（一二七二か村）

のなかで 佐賀市域は

約 五万九千四百石 （八九か村）

この石高は決して米の実収高を示しているわけではないが、村高の平均は六百六十七石前後である。これは佐賀藩全体の七百九十九か村の平均が四百四十六・八石であるのと比較するとかなり大きいことが理解されるし、佐賀郡の平均五百九十七・六石と比較しても大きい。これは佐賀市域が城下町を中心に生産力の大きい平野部に位置していることを意味する。佐賀市域内は蔵入地（直轄領）が多く、石高で約四分の三が蔵入地である。蓮池、巨勢東西村などが蓮池支藩領、東部から北部にかけて中野吉・伊賀屋・堀立・牟田寄新村・西淵・東高木・平尾村が白石鍋島家。北部の川久保・櫟木・上徳永・上和泉が川久保神代家。東部の瓦町・中牟田・牟田寄・千住・若宮・野中・傍示・下徳永が村田鍋島家。西部の荻野村が多久家、北部の東千布・西千布村が倉町鍋島家など配分地もあり、その他小規模な配分地も合わせて約四分の一をしめている。

注

- ① 『多久家文書』
- ② 『白石鍋島家文書』

- ③ 次章
- ④ 財政の項で詳述

- ⑤ 『多久家文書』
- ⑥ 小物成を含む
- ⑦ 検地による評価増
- ⑧ 『唐津市史』
- ⑨ 知行地を与えられている家臣
- ⑩ 『葉隠』

- ⑪ 『鍋島主水家史料』（検地・献米）
- ⑫ 本藩の支配権強化にともなってその独立性も相対的に低下する。
- ⑬ 財政的理由から小城藩などが上支配（本藩支配）となることもあった。

(二) 藩の機構

1 地方知行と藩政

徳川氏が、庄屋じたての家として幕府、および徳川家の政治機構を作りあげていったが佐賀藩では鍋島勝茂は、田舎仕法の家、と称して独特な政治機構をつくりあげていった。

多くの藩、とくに譜代大名の政治機構が幕府の機構を模して、いわば、その小型版とでもいうべきものであるのに対して、佐賀藩には独自の機構や名称が多く、隣藩の譜代大名の転封の続いた唐津藩の政治・経済機構に比して複雑である。

佐賀藩の政治機構の基礎をつくったのは、鍋島直茂のあとをうけた勝茂である。



鍋島勝茂画像（鍋島報効会所蔵）

御一生反古の内に御座なされて、御仕立なされ候として鋭意、佐賀藩政の確立につとめた。

全国的な動きをみても徳川氏の覇権は確立し、もはや武功を競いあう時代は終わろうとしており、近世大名としての政治的な経営手腕が最も必要とされつつある時代で、領内の大規模な農業土木事業、徹底した検地の遂行などとともに行政、財政機構の整備に努めねばならなかった。

勝茂は龍造寺家系の多久・武雄・諫早・須古の四家など上層家臣団を統制しながら、小城・蓮池・鹿島の三支藩や白石鍋島家などの鍋島家系の藩屏を創設していった。これらはのちに、三家、親類・親類同格・家老と呼ばれる一七家に格付けされる。

この下に更に着座と呼ばれる藩政の樞機担当の家柄があり、これが上級家臣層である。

これらのうち、親類同格以上は大配分・家老と着座の一部は大配分格小配分として独自の行政機構をもちそれぞれの家臣への知行権や、領内での司法・警察権をもっていた。

全国的にみると藩内での家臣への知行の形態は初期は地方知行として直接に土地を与え、家臣はその知行地から各自に年貢等を徴収する仕組となっていたが、のちに蔵米知行（俸禄制）に移って藩が領内のすべてに代官を派遣して治めさせ、年貢、その他を一括して徴収して、家臣には俸禄米を支給するという形態にかわっていき、藩の中央集権の機構が整備されていくのが一般的傾向である。

これに対して佐賀藩では地方知行の形態が強く残り、大配分地のみならず、小規模な小配分地（知行地）にも、最後までこの形態が残っている。いいかえれば家臣の在地支配力が強いということであり、これがまた佐賀藩の政治機構を特徴づけ、また複雑にしている。

三支藩をはじめ、大配分地は本藩から知行地を与えられて大幅な自治を認められていたが、これら上級家臣団は佐賀城下にも屋敷を持って佐賀への参勤を行う形となり、本藩の重要な藩務（役方）を交代して分担している。

初期の段階においては、大配分の独立性が確立していたため、あたかも佐賀藩は大配分による連邦制的運営がなされており、本藩の権力強化を目指した勝茂は思い通りにならぬ家臣の動きに、いらいらして側近の家臣には藩政に無能で不熱心な者しかいないとあたり散らすこともあった。

しかし、本藩はだんだんと支配権を強化していき、小城・蓮池・鹿島などの三支藩も天和三年（一六八三）の三家格式によって本藩の支配下に置かれ、内外ともに本藩主に相談しなければならぬとし、さらに綱茂の代となると、多久・武雄・諫早・須古の龍造寺系の四家は以前は親類と呼ばれたこともあったが、格を一段下げて親類同格とするなど本藩を中心とする中央集権的な機構が整備されていた。本藩のこの高圧的な本藩中心の体制づくりに対して三支藩をはじめとする大配分などの反発も強く、寛延三年（一七五〇）の諫早一揆は本藩に対する御家騒動的な強訴であったが、いずれも本藩の強硬な方針に屈伏している。また、三家をはじめ、大配分の家臣は「又御家中」として本藩の直参の藩士と差別され、本藩主との謁見を許されなくなった。それまで佐賀城下に一部住んでいた小城・蓮池の藩士たちも、延宝・元禄年間にそれぞれ佐賀を



西堀端の楠

立ちのいている。

三支藩をはじめ、配分地（知行地）の物成はそれぞれ知行を与えられた家臣が直接百姓から庄屋などを通じて徴収していたが、小物成（雑税）は配分地のものでも、ほとんどが本藩の収入となり、さらには労役も本藩から課され、夫料反米と呼ばれる夫役の代米も配分地では物成一石に対して三升が課されている。

財政難から本藩に対して上地・献米・献金が求められ、財政的に配分地の独立が失われていき、三支藩をはじめとする大配分や、多くの小配分の家臣達は多くの借財をかかえて、その返済に苦しみ、ついには上支配、すなわち、本藩の支配に任せて自分は最低の生活費である相続米の支給を受けるという事態も生じてきた。財源を押さえられて借財に苦しみ、支配権を放棄せざるをえなくなってきたわけである。

佐賀藩は元来配分地が多く蔵入地（直轄領）の割合が少ないが、蔵入地は佐賀城下近くに多いのは当然である。

貞享年間（一六八四～八七）の地米（年貢米高）によって、これを郡別に比較してみると（全地米高の中で蔵入地の地米高の割合）

佐賀郡	八七・三パーセント
三根・養父郡	三三・七パーセント
神埼郡	二五・八パーセント
小城郡	〇パーセント
杵島・松浦郡	五〇・六パーセント
高来郡	二一・〇パーセント
藤津郡	二・〇パーセント

となつて、佐賀郡に蔵入地が集中していることが理解できる。なお、蔵入地は全体で

地米高総計 十二万三千八百八十石余

佐賀郡 六万四千八百八十七石余

で約五四パーセントが佐賀郡にあり、さらに、その約四分の三の地米が佐賀市域ということになる。

2 番方（軍制）と役方（職制）

佐賀藩の本藩中心の中央集権的政治機構は勝茂によってその整備が進められ、光茂・綱茂によって確立したといえる。

藩の機構を大きく分けると、軍事の組織である番方と、行政の組織である役方とに分けることができる。初期の戦国の風を残した時期には武断的政治が行われ番方が重視された。幕藩体制が確立された時点以後のいわゆる文治政治の風潮の中では役方が重視されるようになる。

佐賀藩では番方の組織を^{ちやくとう}着到という中世的なふい呼び方をしているが、整備された段階での着到によると家臣を一五組に分けており、御側四組、先手二組、警固六組、留守居三組によって編成されている。また三支藩・御親類・御親類同格は本藩とは別に独自の着到、すなわち軍事編成を独立して持っていた。これは武雄鍋島家が独自に大砲の製造を行ったりして近代的な軍備により戊辰戦争で活躍したこともうかがえることである。

武士の身分は、三家・親類・親類同格・連判家老・加判家老・着座・独礼・平侍・手明鑑・徒士・足輕という序列が出来たが、これも本藩を中心としてみた場合のもので、自治を認められていた大配分では、それぞれ独自の組織をもち、家老その他の職制があった。

手明鑑（手明槍）という佐賀藩独特の身分については、これは本藩と蓮池藩に限られた身分であり、財政難の中で家臣の多いのを考慮した勝茂が元和六年（一六二〇）に五十石未満の侍二百人に平時の役（如陸）を免除して知行を没収し、かわりに切米十五石づつを一率に支給したことに始まるもので、戦時には鑑一本をもって奉公すると定めたところからこの名称が生まれた。しかし、まもなく、手明鑑も平時の役方の勤務につくものも多くなった。

軍の組織の一五組の責任者である大組頭は横岳鍋島家・神代鍋島家・深堀鍋島家・太田鍋島家・倉町鍋島



『寛永5年惣着到』（佐賀県立図書館蔵）

家・姉川鍋島家の家老の家格とのち着座一八家と呼ばれる着座の中から選ばれるのが原則であった。

弘化二年（一八四五）の着到によって佐賀本藩の兵力をみると

御側組（側近の親兵）

鍋島弥平左衛門	（神代鍋島）	組	家老
鍋島播磨	（太田鍋島）	組	家老
鍋島隼人	（伊万里家）	組	着座
鍋島市佑	（納富家）	組	着座
四組の合計			
士	二五四人	（家数 ^⑬ 一七五）	
手明鑑	一九〇	（〃一四〇）	
歩行	三二八	（〃一九八）	
弓足輕	二九三	（〃二〇四）	
鉄砲足輕	四六一	（〃三〇〇）	
昇副筒			
足輕	九四	（〃六六）	
大筒足輕	七〇	（〃四〇）	

長柄鑓

足 輕 九二 (〃 六五)

その他諸職人舟手など

七八六 (〃 五五〇)

合 計 二五六八八

その他の中では船頭など船手のものが大部分であるが、組の構成でも家老の鍋島弥平左衛門・鍋島播磨の二組が船手を除いても千人内外の大規模なもので、後の二組は三百三、四十人の組である。

先手組 (先鋒隊)

鍋島主水 (横岳鍋島) 組 家老

鍋島孫六郎 (深堀鍋島) 組 家老

士 二三人 (家数一七一)

手明鑓 一五九 (〃 一二〇)

弓足輕 一五九 (〃 一〇〇)

鉄砲足輕 二三六 (〃 一五〇)

昇副筒足輕 六三 (〃 四〇)

長柄鑓足輕 七三 (〃 五〇)

その他 三八 (〃 二八)

合 計 九六〇人

警固組

岡部奎之助 (伊丹家) 組 着座

鍋島主計 (山代家) 組 着座

鍋島志摩 (倉町鍋島) 組 家老

深江六左衛門 (深江家) 組 着座

鍋島周防 (姉川鍋島) 組 家老

鍋島左大夫 (鍋島家) 組 着座

以上六組の構成は

士 七〇六人 (家数五二七)

手明鑓 三一二 (〃 二三〇)

弓足輕 三六四 (〃 二五〇)

鉄砲足輕 六八九 (〃 四四九)

昇副筒足輕 一七六 (〃 一二五)

長柄鑓足輕 二〇七 (〃 一五〇)

合 計 二四五四人

留守居組 (留守隊)

坂部又右衛門 (坂部家) 組 着座
 石井勘解由 (行武家) 組 着座
 成富十右衛門 (江上一族) 組 着座
 三組合せて

士 四四五人 (家数三一三)
 手明鎧 四六八 (〃 三六八)
 弓足輕 一〇一 (〃 七五)
 鉄砲足輕 二九四 (〃 二二四)
 昇副筒足輕 七九 (〃 五九)
 長柄鎧足輕 一〇一 (〃 七五)
 その他 一八 (〃 一四)
 合計 一五〇六人
 組外れ足輕 三八八人 (家数 二六九)
 坊主 四六八 (〃 四四)
 以上を総合して
 士 一六三七人 (家数一一八六)
 手明鎧 一二二九人 (〃 八五八)

歩行 三二八人 (〃 一九八)
 足輕 三九四〇人 (〃 二六九一)
 その他 八八八人 (〃 六三六)
 総計 七九二二人 (〃 五五六九)
 これが本藩の正規の兵力ということであるが、安政初年の『御領中明細録』によると本藩の兵力として
 家老以下平士医師迄 一四一八人
 手明鎧以下足輕迄 四五六〇人
 家老六人陪従者 一六四四人
 着座侍平士陪従者 八四二九人
 計 一六〇五一人

となつてゐる。すなわち、一五組編成の正規軍にはそれぞれ「被官」^⑭と呼ばれる人達を含めて多くの陪臣がいたことが理解できる。
 なお、これは本藩の軍制であり、三家・親類・親類同格の大配分はそれぞれ独自の兵制をもっていた。
 蓮池藩では藩士の身分と人数は^⑮
 親類 四 家老 六 侍 一四六
 手明鎧 六八 徒士 一三七 足輕 三七一
 その他 二七三 合計 一〇〇五人

となっており、これが、侍六組、手明鎧二組の八組の編成となっており、十五歳となると組編成に加えられる。なお、佐賀市に關係のある大配分の兵員数は^⑮

白石鍋島

八〇四人

神代(川久保)

五六二人

などで、三家・親類・親類同格を合計すると、八〇三五人となるが、これも正規のものだけで実際は安政初年の『明細録』にも一二九一〇人となっており、実際の動員可能兵員数は佐賀藩全体では、二八九六一人ということになる。

幕府は大名や旗本に対して知行高に応じて軍役を課している。幕府の規定は元和二年(一六一六)・寛永十年(一六三三)・慶安二年(一六四九)と改正が行われているが慶安二年の規定によると、一万石につき二三五人で、十万石を越す大名ではほぼ百石に二人の規定となり、佐賀藩では約七千人ほどの軍役でよいことになる。しかし、この軍役は各藩とも最低の基準としたようで、それ以上の兵力を保有していた。なかでも、佐賀藩は石高に対してとくに多くの兵員をもっていた。ちなみに寛永十四年(一六三七)の島原の乱では、佐賀藩は三〇二九二人を出兵し、あまり多いので幕府に対しては二五三〇三人と五千人近く内輪に報告しているほどである。島原の乱での佐賀藩の勇み足もこの大兵力と無關係ではない。

佐賀藩内の知行に応じて定められた軍役の規定では、元和七年(一六二一)には^⑯物成百石に付て六人役

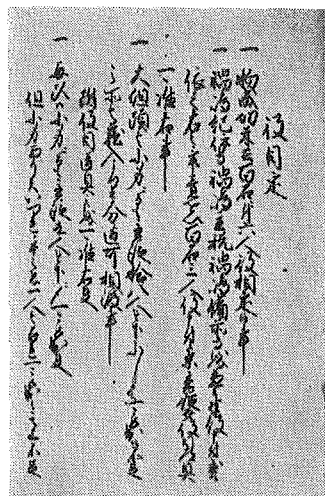
物成六十石以上は馬を飼うこと(乗馬)

寛永五年(一六二八)には、知行二百石に対して軍役六人としているが、知行二百石は物成百石に相当する(五公五民)。なお、慶安五年(一六五二)に規定された『鳥ノ子帳』の規定によると知行百二十五石について軍役六人となっている。さらに享保十七年(一七三二)には物成五十石について六人という規定もあり、幕府が、寛永十年に知行二百石に対して八人、慶安二年は二百石に対して五人というように旗本の軍役を軽減しているのと逆行する負担となっている。

なお、軍役は兵員数のみならず、知行高に応じて鉄砲・弓・鎗などの武具や鉞を用意させ、さらには軍馬の飼育を命じている。さらに鉄砲の玉の大きさ^⑰、弓の長さ^⑱、鎗の長さなどを規定している。なお、軍役は百二十五石に六人と定められているが、実際の出陣は二人を残して四人を出陣させる規定であった。これが前述した陪従者ということであり、島原の乱に三万余の出兵ができた理由である。

また佐賀藩は武家や武家奉公人の数が非常に多かったことは、人口のところでも詳しく述べられている。

佐賀藩が石高に対して不つりあいな兵力を保ったのは、五州二島の領主といわれた龍造寺隆信時代の広大な領地を支配していたときからの多くの武士団を抱えてこざるを得なかったところに、その基本的な原因があったわけで当然の結果として



軍役規定(『役目定其外』
佐賀県立図書館蔵)

薄給の武士も多く、切米一石、または物成一石の「一石足輕」も多く、『鳥ノ子帳』にも

一 長柄鎧壺石取ハ無役ニ召置、自然の時召仕うべき事
とか

一 米壺石取の弓・鉄砲の者ハ諸役儀差除、出陣ならびに城番申付くべき事^②

と規定され、これらの足輕は鄉村や町に住んで百姓や町人同様の生活をし、農業や商業を営んでいた。

また、軍役を課されている武士も、それに応ずるだけの陪臣を持つには経済的に苦しかった。そこに武士と百姓・町人との間の中間身分としての、被官がいたわけである。被官は苗字帯刀を許された武士的存在で軍役を課されているが手当はほんのわずかで、米二斗または三斗、なかには手当なしの名被官と呼ばれるものもいた。被官はいずれも武士との間に主従関係を結んで、万一のときにはその配下として出兵するが、その主従関係は本藩主や大配分の領主との間に結んだ直参の被官と一般の武士との間に結んだ、又被官、があった。また、その関係も複雑で本藩の被官が鹿島や武雄に住んだり、またその逆もあった。また身分も本藩や大配分の直参の被官は一般に歩行格で、例外としては侍被官、足輕格被官もあった。又被官は更に身分が低く足輕よりもずっと低かった。それでも被官は苗字帯刀を許されていたので一般の百姓に対して家格を誇っている。そこで百姓の中には被官にあこがれる者も多かったとみえ『鳥ノ子帳』では名被官の禁止を規定し、とくに本百姓が被官となることを厳禁して身分制度の維持をはかろうとした。「刀指」と呼ばれる佐賀・神埼の山内に土着した神代氏^{くまろ}の家臣の系譜をひく人々も名被官的存在である。

佐賀藩では手明鎧以下の身分の者には商業・農業などに従事することが認められていたので、足輕や被官

など多くの武家奉公人が町や鄉村で商業や農業・漁業によって生計を営んでいた。

光茂のころに三家格式などもでき、本藩を中心とする中央集権的支配機構が出来ると、本藩の直参の家臣と三家をはじめとする諸大配分や着座等の家臣、すなわち、陪臣（又家中）^③との間に身分上の差別が行われた。その身分は家格によって差があり、蓮池鍋島家は本藩の家中に対して一段下にランクされているが、白石鍋島家や神代^{くまろ}（川久保）家などは家老クラスでも手明鎧の上司、武雄、多久などの親類同格では首脳クラスで手明鎧並・横岳鍋島家や神代鍋島家の家老でも手明鎧よりも下にランクされている。ちなみに神代鍋島家の家老は物成五十石である。その他の着座の家臣は足輕並という扱いをうけるので本藩では足輕や被官までが家格を誇ったものと思われる。

番方（軍事組織）に対して一般行政の組織である役方の中心は、請役家老である。藩主を補佐して藩政を総括するものであったが、勝茂の信任の厚かった多久安順が慶長末年からその立場にあり、当時は惣仕置とか総心遣とか呼ばれ、寛永の中頃に多久茂辰が引ついたが、この茂辰のときに請役家老という役名ができた。御当役とか、執政とかも呼ばれることがあるが、請役というのは当初、安順などが佐賀の多久屋敷で執務して、これを請役所と称したことに始まるといわれ、後には藩庁内で執務するようになった。この請役家老は原則的には代々、多久・武雄鍋島・諫早・須古鍋島の親類同格の四家から交代で任ぜられたもので三支藩・親類四家は家格は上でありながら請役家老は勤めなかった。前述したように幕政にたとえれば、まさに外様大名から老中を選ぶようなもので変則的だと思われるが、この四家は難かしい藩政を任されて本藩と密着し、三支藩が本藩から遊離しようとする動きを常に牽制する立場にあった。藩財政の窮乏には三部上

また、役人の任期はその職務に応じて、秋役と定役の二種があり、秋役というのは収穫期の秋の九月を年度の終わりとして交代するもので任期は一年であった。藩政の総括責任者である請役家老・蔵方頭人などの重要な役職はほとんど秋役であり、経験・熟練を要する検見方・郷普請方などは交代のない定役であった。ただし、秋役であっても再任されて継続し、定役のように永く勤続する役人も実際には多かった。ただ蔵番などのように御用商人などと癒着しやうい役職は厳格に一年交代の線が守られた。役職については定まらずに固定的であったが、なかには才能を認められて抜擢される場合もあった。役職についていると藩への献米・献銀の率が低くて優遇されたが、のちには率は同一となり、かわりに役米が支給された。役米は安政三年（一八五六）の例では、請役家老（当役）三百石、御火術方百石、年行司八十石などが主なもので大目付で三十石、弘道館教授、五石などであった。

請役家老などの首脳部は毎月決められた日に寄合（会議）を開いて一般行政や裁判その他のことについて話し合いが行われることになっていた。²⁵

三家その他の侍と直参の家中との身分関係
 （“公私御規式類”以前より被相定候諸家来之席）
 （『佐賀県史』中巻より）

又 家 中		直 参	
小城鍋島家	家老 日峰様御隠居附来候者83人 自分にて取立候侍通	番頭 侍 手明鑑	の次席 の次席 の次席
蓮池鍋島家	家老 付侍32人 自分にて取立候侍通	番頭 侍 手明鑑	の次席 の次席 の次席
鹿島鍋島家	付の者 手明鑑にて付候者30人 其外の平侍	侍 手明鑑 歩行	並 並 の上席
白石鍋島家	付の者4人、家老通計り	手明鑑	の上席
神代家 （川久保）	親類の者迄3人 其 余	手明鑑 歩行の者	の上席 上席
村田家 （久保田）	御付の者15人 頭立候者	手明鑑 歩行の者	並 上席
姉川鍋島家	御付の者、 周防一代の儀家押へ致候者 其 外	手明鑑 足 輕	並 並
武雄鍋島家			
諫早家 多久家	親類3人ずつ 頭立候者	手明鑑 歩行の者	並 並
須古鍋島家			
横岳鍋島家	同名一類並頭立候者	手明鑑	の次席
神代鍋島家	其 余、重く仕候者	歩行の者	の次席
深堀鍋島家	同名一類、其外頭立候者2人ずつ	手明鑑	の次席
太田鍋島家	其 余、重く仕候者	歩行の者	の次席
大物頭諸家	頭立候者 其 余の者	足 輕 足 輕	並 の次席

佐賀藩の行政機構（役方）の基礎は勝茂のときに整備され、その後、機構改革が行われた。勝茂のころのものとしては総括的な一般行政を行い、また渉外事務を行った惣仕置（請役家老）寺社行政の寺社方、家中

地や献金・献米などで直接担当者として責務を果している。請役家老の下にはそれを補佐する相談役が着座などから数名選ばれている。一般会計の御目安方も請役家老の配下で銀藏や米蔵を管理していた。

目付役は大目付が着座層から選ばれ、目付は侍から、郡目付は手明鑑より、下目付は足輕から選ばれた。目付はいわゆる監察役である。

幕末佐賀藩の行政機構一覽

〔佐賀県史〕より

① 請役所

○御当役 ― 相談役（本役着座三人、差次同二人、役格侍二人、内御側より兼帯一人） ― 附役（本役侍三人）

案文方（侍三人、内書上方より兼帯一人、物書役）

書上方（侍三人、内案文方より兼帯二人、物書役）

御記録方（侍二人、内前段御記録方一人、物書役）

御境目方（侍三人、内請役附より兼帯一人、物書役）

御境川方（侍数始め何れも御境目方より兼帯）

御絵図方（本役侍六人、一順差次者四人、懸り合侍二十三人、内一順は十一人、尤も此内六人ハ別段より兼帯）

物書（本役手明鍵一人、差次同一人）

台子（五人）
使番（足輕二十二二人、内定次二人）
手男（十八人、内相栄差次三人）

御目安方

御印藏（本役侍一人、手伝役）

銀藏（本役侍二人、手伝役手明鍵二人）

米藏（本役侍二人、手伝役手明鍵三人）

諸整方（本役侍一人、手伝役手明鍵二人、下役）

附役侍五人、内頭取同一人、物書役手明鍵八人、内定差次五人、大阪物書一人、深掘元方手伝役二人、外に銀方手伝役二人、大阪銀方手伝役二人、京都納戸より物書役兼手明鍵一人

修理方（本役侍二人、内御目安方より兼帯一人、差次侍一人、手伝役）

抱夫方（本役侍一人、手伝役手明鍵三人）

献米方（本役侍一人、手伝役手明鍵八人）

諸津藏（御船藏番、本番侍十五人）

材木藏番（本番手明鍵一人）

○西御丸番（本番侍二十人） ― 御門御式台番（本番侍二十五人） ― 津口道口番（本番侍二十一人）

御茶屋番（本番侍二人） ― 客屋番（御側より兼侍番一人）

② 御目附方

○大御目附方（着座二人、内御、年寄より兼帯一人） ― 御目附（侍十一人） ― 郡目附（手明鍵二十七人）

下目附（足輕三十一人）——手 男（四人、内定差次一人）

③ 長崎御仕組方 御番方 相談役、請役所より兼ね

○御頭人（御親類二人）——相談役 附 役（侍十一人、内請役所、其外より兼帯）

物書役（手明鑑五人、内定差次一人） 台子（御役所より）——使番（請役所より）——手男（請役所より）

④ 御武具方

○御頭人（御同格一人）——相談役（着座一人、但、請役所）——附 役（侍四人、内製作方）

製作方（侍三人、内御小物成所其外より兼帯二人）
御玉役蔵番（侍三人）

江戸麻布御道具蔵番（役足輕二人、手男二人） 下

手伝役（手明鑑四人、内）——書整役（手明鑑六人、内一順差次）——御留守居蔵番（足輕五人）

百間蔵定番（足輕四人）——手男三人

石火矢頭人（侍五人、内）——附 役（侍四人）——御石火矢役（手明鑑四十七人の内定差次四人）
麻布御蔵詰一人

下 役（足輕一人）——岩田台場屋敷番（足輕一人）——手男一人

御火矢方（頭人始め御石火矢方）
よりこれをかねる

⑤ 御船奉行

○奉行（侍二人）——御船頭（八十五人）——役 者（二百十人）——御手廻子（二百三十二人）

⑥ 弘道館

○御頭人（御当役請持）——教授（当時これなし）——助教（侍一人）——教諭（侍五人、内）

武術師範方（侍二十三人外に心遣）
取立一人

都 檢（侍三人）——物書役（手明鑑一人）——銀遣役（手明鑑二人）
内差次二人

指南役（侍十七人、
内差次八人）

⑦ 御小物成所

○御頭人（御武具方）——相談役（御武具方）——附 役（侍二人）

御新地方（助役侍一人、手伝役手明鑑八人）
内定差次一人、見習二人

諸獵方（手伝役、手明鑑一人、下目）
付足輕五人、内差次一人

俵銭方（手伝役手明鑑二人、内諫早詰一人）
下役足輕十三人、内差次五人

⑧ 御蔵方

手伝役（手明鑑三人、内定差次一人）——下役（足輕二人）——手男六人

○頭人（着座三人、内請役相談役より兼帯二人、外に立会役侍一人、是又相談役格より兼帯）

附役（侍七人、内御目安方より）——物書役（手明鑑二人、内差次一人）

市武（代官役侍一人、助役同七人、手許役手明鑑十三人、内見習四人、外に年季満改に付、手元役兼帯、手明鑑一人、一順差次四人、但、此差次は地行見習の人これをかぬ。下役足輕十一人、外に差次一人）

川副（代官役侍一人、助役同四人、手許役手明鑑八人、内見習四人、下役足輕七人、内差次一人）

上佐嘉（代官差次侍一人、助役同四人、手許役手明鑑七人、内見習二人、外に年季満改に付、一順差次二人、但、此差次地行見習の人これをかぬ、下役足輕七人）

山内（代官上佐嘉よりこれをかぬ、助役侍二人、手元役手明鑑三人、下役足輕四人）

与賀（代官役侍一人、助役同五人、手許役、手明鑑十三人、内見習五人、外に年季満改に付、一順差次三人、但、此差次地行見習の人これをかぬ、下役足輕十四人）

横邊田（代官役侍一人、助役同七人、手許役手明鑑十三人、内見習五人、外に年季満改に付、一順差次三人、但、此差次地行見習の人これをかぬ、下役足輕十四人）

皿山（代官役侍一人、助役同二人、手許並会所取納役手明鑑六人、内見習一人、外に年季満改に付、手元本役一人、一順差次三人、但、此差次の内一人は地行見習の人これをかぬ、下役並教導所詰会所方下役足輕八人）

⑨ 勘定所

○御頭人（御親類一人）——相談人（着座一人、但、請役相談役より兼帯）——附役（侍一人）

書拔役（侍三人）——帳究役（手明鑑二十人の内定差次五人、見習五人）——使番（足輕一人）

手男（四人、内、差次）

⑩ 年行司

○御頭人(御家老一人、但、御当役)
御差次より兼帯

附 役(侍三人)

宗 門 方

(附役侍年行司よりこれをかぬ、手伝役手明鑑五人、内定差次一人、年内中一順差次二人、下役より警固使番兼足輕三人内差次一人、手男三人、但、手伝已下年行司よりこれをかぬ)

下 人 方(いずれも年行司宗門方よりこれをかぬ)

物 書 役

(手明鑑六人、内年内中一順差次三人、いずれも宗門方をもこれをかぬ)

下

役(足輕三人、内差次一人、宗門方よりこれをかぬ)

警固使番

(下役よりこれをかぬ)

⑪ 寺社方

○奉 行(着座二人、但、請役相談役切又町奉行よりこれをかぬ、内差次一人)

附 役(侍三人、内二人町方よりこれをかぬ)

手 許 役

(手明鑑六人、内差次一人、当分差次一人、いずれも町方よりこれをかぬ)

下 役

(足輕四人、内二人警固より兼、いずれも町方よりこれをかぬ)

警固門番使番

(足輕九人、内差次一人、当分差次一人、いずれも寺社方よりこれをかぬ)

⑫ 町 方

○奉 行(着座二人、但、請役相談役切又寺社奉行よりこれをかぬ、内差次一人)

代 官(侍二人、但差次)

附 役

(侍四人、内二人寺社方よりこれをかぬ)

手 許 役

(手明鑑六人、内差次一人、当分差次一人、いずれも寺社方よりこれをかぬ)

下 役

(足輕四人、内二人警固よりこれをかぬ、警固門番使番(足輕九人、内差次一人、当分差次一人、いずれも寺社方よりこれをかぬ))

⑬ 評定所

盜賊改方

(侍二人)

抜荷改方

究 役

(侍六人、内、当分差次一人)

物 書 役

(手明鑑五人、内番究兼一人、差次二人)

下 役

(足輕四人)

警 固(足輕十三人)

使

番(足輕一人)

門番揚屋番

(足輕十二人)

取立方(侍一人)

手伝役(手明鑑一人)

⑭ 徒罪方

○ 徒罪方役（侍一人）——手許役（手明鑑一人）——番屋詰（手元役よりこれをかぬ）

下 役（足輕七人、内下番）——小奉行（上役よりこ）——手男二人

⑮ 郡 方

○ 諸郡代（御三家三人、御親類二人、御同格二人）

（此間に郡奉行の名有り役人無之、請役所相談役人、他方贈答等の節は兼帯の名目有り）

附 役（在住代官より）——下 郡 代（倍臣七人）——内 役——警 固

3 地 方 支 配

郡代と代官 佐賀藩政の基本法としては勝茂のときに定められた『鳥ノ子帳』がある。その後、改正されとくに治茂の明和年間に大規模な改訂・整理が行われたが、古格として後々まで尊重された。内容は基本を定めた『御壁書』をはじめ、軍役の規定、家老役、寺社方、蔵入方、郡代、代官、山方などの役方の職掌や心得、科人処罰の規定や制札、または江戸、大坂の屋敷での掟や参勤交代の道中などでの規定、長崎防備のための長崎勤番の規定などもある。

壁書の内容の主なものは

- 一 公儀（幕府）の法度を堅く守ること、家禄に応じて課されている戦時（甲冑）平時（如睦）の家臣の義務（虎口前）を常に忘れない様にする事。
- 一 藩主の諸沙汰（命令）を自分勝手な解釈をしてゆがめたものは生害（死罪）を命じる。
- 一 喧嘩口論は堅く禁止し、もし行った場合は双方を生害（死罪）とし、これに加担した者は重罪とする。他領の者との口論も勿論いけない。
- 一 博奕ならびに金や米（金銀米銭）を賭けた勝負事は禁止する。
- 一 主人のところから逃げ出したり、土地を勝手に離れたりした者（走者）を縁者であるとか、請人がいるからといっても許可なしに召抱えてはいけない。それは相手が武士（給人）・神官・僧侶・山伏・百姓・町人の区別なしに禁止する。

- 一 走者はもちろん、身元のはっきりしない者を一切宿泊させてはいけない。
- 一 ただし、海道（街道）沿いの町では旅人を一夜だけ宿泊させることは認める。
- 一 家臣の軍編成である番方の与頭（組）に、その与のことは任せているので如睦・甲冑ともに与頭の命令に従うこと、用件は与頭を通じて申出ること。

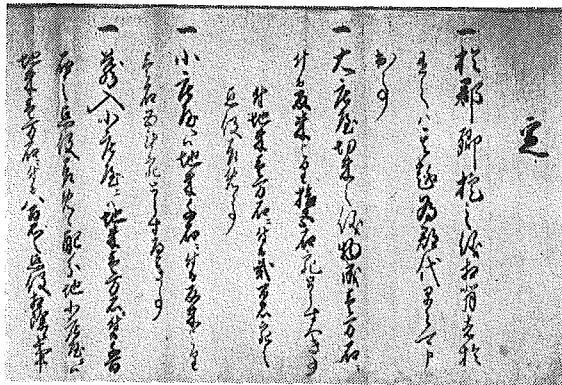
一 家臣が自分達だけで誓紙を取かわしたり、連判をして謀叛と思われるような行為は一切禁ずる。というもので、家臣にあてたものであり、内容は戦国時代の分国法の色彩が濃厚である。

なお、大配分は自治を認められて独自に裁判を行っていたが、勝茂は大配分の領主達に対して「法度」を

定めている。その内容は

- 一 許可なしに、自分勝手に隠居すること。
 - 一 直子のないもので、知行持は知行高の多少にかかわらず全員、切米取は十石以上の者が自分勝手に養子をとること。
 - 一 知行百石以上の者の縁組を自分達だけで決めること。
 - 一 公事沙汰、その他の問題に横から口出しをすること。
 - 一 勝茂の知合いの陪臣（又内の者）はたとへ重い罪があっても、勝茂に相談なしに死罪とすること。
 - 一 勝手に処置できない役目を自分勝手に処置すること。
 - 一 給人の家屋敷を安易に売買すること。
 - 一 喧嘩や紛争の際に勝手に人を集めること。
 - 一 男女によらず、他方へ人を売ること。
 - 一 他領の者と縁組をしたり養子にしたりすること、また、他領の者を下人として召抱えること。
 - 一 領中の百姓・町人を男女によらず、他領に質に置くこと。
- などが法度として禁止されていた。大配分といえども本藩の干渉を受けていたわけであり、本藩の支配権は時代が下るに従ってますます強化されていく。

幕藩体制の下では農民統制にその重点が置かれ、その農民を、村を単位に直接支配していくのが一般的傾向であるが、佐賀藩では地方知行の古い形態がいつまでも残り、大配分をはじめとして知行主の在地支配



郡方手頭（『神代鍋島家文書』）

権が比較的強かった。しかし、佐賀藩でも三支藩をはじめとする大配分に対して大幅な自治権を与えながら、いっぽうでは郡方の制度による全領域の統一的支配を企図した。

郡代の設置の始まりははっきりしないが『鳥ノ子帳』に郡代や代官に対しての達しがあるのでおそくとも慶安五年（一六五二）以前には制度化されていたことになる。

郡代は原則的には郡ごとに置かれることになっていたが、時代によって多少の変遷もあり、明暦元年（一六五五）には佐賀・小城・藤津東・藤津西・神埼・諫早・神代・深堀・三根養父の九か所に分かれ、元禄三年（一六九〇）には、佐賀・小城・藤津東・藤津西・神埼・高木・杵島松浦彼杵・三根養父の八つに分かれていた。

小城郡代は小城鍋島家、藤津郡東部は鹿島鍋島家、同西部は連池鍋島家のいわゆる御三家が任せられ、実務はこれらの家の家臣が郡方手代として勤めた。その他の郡代も親類・親類同格・家老の家から任せられていたが、これも原則的には秋役で一年交代とされたが実際は再任されることが多かった。

郡代の支配権は郡全体に及ぶもので大配分もその支配下にあった。例えば、佐賀郡の巨勢郷にある連池領は連池鍋島家の所領で、

その支配をうけるとともに佐賀郡代の支配をうけるという二重支配となっているわけである。

また、この郡代の組織を通じて本藩の支配が浸透していくわけであるが大配分領主が郡代を兼ねる地域もあってそれは不徹底であった。

郡代の職掌については『鳥ノ子帳』にも

一 郡郷において掟の儀、相背く者これあるにおいては其趣郡代として早々申出ずべき事

という条文に始まる二十二か条の規定があるが、もちろん、その後一部改訂されていたようである。

元禄五年（一六九二）の郡方手頭によってその職掌の主なものを拾ってみると。

- 郡代は郡郷村の事について公平な政治を行って廉直を旨とし、百姓が家業に安心して精を出せる様に心掛けること。
- 幕府の法度や藩の掟を毎年郡内に徹底する様に布達すること。
- 宗門改については別当・咄の町役人。庄屋・村横目の村役人に命じて厳重に行ないキリシタンが郡内にいない様に留意すること。
- 公儀（幕府）の公用の宿継がスムーズに行なわれ、公儀の荷物やオランダ人の通行に支障がないようにすること。とくに長崎奉行や従者が舟に乗る場合は「馳走船」として無料で利用させること。
- 博奕については五人組にたいする連座法などで厳重に取締ること。
- 郡郷内で上下の身分関係の礼儀を守らせること。
- 火の用心を厳重にさせること。

- 庄屋の給米を規定通り渡すこと。
 - 治水に充分留意し、災害復旧を迅速に行うこと。
 - 新田畠の開発には届出て許可を受けさせること。
 - 百姓を苦しめる代官や給人（知行主）がいたら届出ること。
 - 他領の田畑を耕作したり、他領の者が領内の田畑を耕作することを禁ずること。
 - 帯刀を許されていない者が刀や脇差を所持していたら取りあげること。
 - 百姓の衣食が不相応に華美にならないように指導すること。
 - 枅が大小ない様に焼印をつけ統一枅²⁹を使用すること。
 - 領内の者が切手なしに他領へ出ることを禁止すること。
 - 他領の者と縁組を結ぶこと、および他領の者を下人として雇い入れることを禁ずること。
 - 領内の者を売ることを禁ずること。
 - 領内の者を他領に質入れして年季奉公させることを禁ずること。
 - 他所者に宿を貸してはいけないことを徹底させること。³⁰
 - 百姓が無断で村を離れた場合は妻子を捕えて牢に入れ、牢番その他の費用は五人組に責任をもたせる。妻子がない場合は父母、父母がない場合は兄弟を牢に入れ、定められた期限内に五人組が本人を連戻したら牢から出して本人を交代させる。見つからない場合は妻子などを処罰する。
- などの職掌があり、郡内の行政、警察、司法などをつかさどっていた。なお、明和九年（一七七二）鍋島治

茂の改革によって郡代の職掌が改訂され、年貢徴収については代官に任せられていたのを郡内の年貢徴収の責任が課され、代官への監督権が与えられた。代官は本来郡代の支配下にあったのではなく蔵方頭人の配下に属しているものであるが、その代官や代官下代、検見などを行う検者方などの勤務ぶりを請役家老や蔵方頭人に報告することを求められている。

また、郷村内の出夫（夫役）や郷村の自治費（貫物）の徴収が多すぎて百姓が難儀しないように代官や村役人を監視し、郡内の孝子や善行者の記録と報告、大庄屋や小庄屋の勤務評定と監督、郡内の人口調査、不作の際の検見願の受理などの職掌があった。

地方支配において郡代とともに直接郷村を支配する責任者として設置されたのが代官である。代官は大配分でも、その機構内での代官が置かれているが、ここでもいう代官とは本方（本藩）の代官である。

前述の様に代官は蔵方頭人―代官という様に蔵方の配下であり、決して郡代の支配下にあったわけではなかった。代官が中世の地頭代的な性格から近世的な役人として性格が定められたのは鍋島勝茂のときであり『鳥ノ子帳』によっても代官は秋役、すなわち、一年交代の出先官僚的性格をもっている。

『鳥ノ子帳』によって代官の職掌をみると

一 百姓の盛衰、所務の損徳、代官ニ相極り候条、諸事能々吟味せしめ、身にかけ氣遣い致すべく候、郷内の儀、代官ニ相任せ候上は蔵方頭人へ熟談を以、然るべき様ニ支配仕るべき事

という条文にはじまるように郡よりも小さい単位の郷、たとえば、佐賀郡では山内・上佐賀上郷・上佐賀下郷・中佐賀郷・古瀬郷・川副東郷・川副上郷・川副下郷・与賀上郷・与賀下郷・新庄郷・嘉瀬郷などの郷が

あったが、この数か郷をまとめて支配したのが代官である。

代官の職掌・数・組織にも変遷があるが、佐賀郡では

元禄三年（一六九〇）には⁵⁶

○ 与賀上郷・下郷

○ 嘉瀬郷・新庄郷

○ 上佐賀上郷・下郷・中佐賀郷

○ 川副東郷・上郷・下郷

○ 山内・本庄・鍋島

の五代官

宝永六年（一七〇九）には⁵⁷

○ 与賀上郷・下郷・巨勢郷

○ 川副東郷・上郷・下郷

○ 本庄・鍋島・山内・上佐賀上郷・下郷

の三代官

弘化三年（一八四六）には⁵⁸

○ 与賀

○ 上佐賀



田園風景（佐賀市南部）

○ 川 副

の三代官となっている。

代官は年貢の徴収を中心として、早田・中手・中田・晩田など收穫時期に応じて、その都度徴収させ、年貢の完納期限は当初十一月中と定めている。不作によって作柄の検見を願う村は庄屋を通じて代官から蔵方頭人に申請され、検者方によって検見が行われて落米が決定された。この落米の割合には不公平がないように小百姓にも落米・延米・借米・飢飯米を明示するようにした。庄屋の選任をはじめ村方支配に広範な権限をもち、庄屋が村の實物を百姓から徴収する場合には代官の許可を必要とし、点役として労役に百姓を使役する場合には農閑期を利用する等の配慮や土井・井樋の修理にも、災害の防止にも留意し蔵方頭人や郡代と相談をすることになっていた。

しかし、なかでも代官の最大の職掌は年貢の徴収にあったわけで、この点については、

- 農作業が充分できるように耕作規模と農業労働力を比較して休耕地がないように配慮する。
- 百姓が耕作に精を出すように督励して荒地がないかどうかを調べる。
- 年貢の納入期限を守らせ、公平に年貢の割付を行う。
- 年貢の納入を徹底させるために年貢の完納されるまでは、百姓が自分の借金返済・物品購入のために米・粃・銀の支出を禁止し、年貢完納まではその見張役として郷ごとに下横目を常駐させることにする。

○ 年貢が納められなくて百姓が出奔した場合は五人組に命じて期限を定めてさがさせ、見つからなかつ

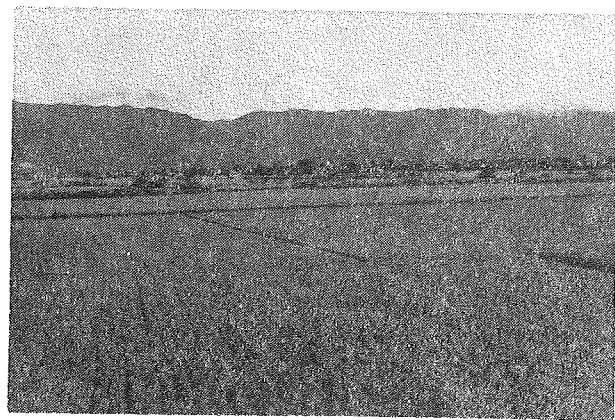
た場合には出奔した本人の年貢等は五人組や本人の親族などに納めさせる。^④

また、代官を補佐する下役の下代は本藩の直の者^⑤をあてると定めており、代官は代官の役職に対して役料として代官支配地の物成千石について口米の名目で五石ずつが支給され物成四十石について年に一人ずつ百姓を召使うことが認められた。^⑦

代官は郡代の下役ではなかったので、地方支配については、配分所（知行地）は郡代に、蔵入地（直轄地）は代官に支配させることとした。これは寛永二十年（一六四三）に勝茂によって定められ、以後、享和元年（一八〇一）に在住代官という新しい制度ができるまでつづいた。この間、代官は蔵入地において年貢徴収などの代官本来の職掌と、法度の徹底などの本来郡代の職掌を兼ねていたことになる。

鍋島治茂が本藩主となった二年後の明和九年（一七七二）九月に出された『代官勤方付ての書附』^⑧の前書には

郷内の儀 相任せ置候得共 手当不行届の義のみある様ニ相聞え候条 手頭の趣熟得いたし 掟の条々懸り郷の人民 得と合点いたし候様 委申聞、一村々々能^{よくあり}に付候様心遣申すべき儀 専要の事ニ候 諸郷の義 年々零落いたし候上 近年は就中^{なか}差支付て 懸り米等も相納 猶又郷村困窮ニ及び候由 随てハ自然と風俗も悪敷成行年貢筋ニ限らず 一体の相緩ミ 上下共本意を失い候通相成候付 左の通申付候：とあり、明和年間という時期は佐賀藩内では財政難による武士の生活苦、隣藩唐津藩では前年の明和八年に虹の松原一揆が起っている。このような情勢の中で郷内の行政担当者である代官に対して、職掌を明記した手頭をよく理解して領民がうまく生活できるように配慮し、だんだん困窮してゆく農民の生活や、それに



田園風景（佐賀市北部）

伴う風俗の退廃を考慮して、年貢の納入のことばかりでなく、郷内全般の行政に配慮することを命じている。なお、前書にっ
づいて

- 代官の数を六人から四人にする。代官の役所は任せられた代官の自宅とする。
- 代官下代は数を減らして代官一人に下代四人ずつとし、その代わりに代官や代官下代の役米を割りきしないで規定通りに支給することとした。
- 郡方^{（おのり）}その他の郷村の懸役^{（かかり）}人の勤務ぶりについて問題がある場合は請役所や蔵方頭人に届け出ること。
- 代官が郷内に職務で出かける場合には二里以内には歩行で、二里以上は馬を使用する。駕籠は病氣以外は禁止。
- 郷内での酒食を禁止する。
- 郷内で賁物^{（おごり）}は代官が審査して許可した範囲にとどめると。

- 大小庄屋などから音物^{（おんもの）}を受取ることの禁止とその習慣の廃止。
- 作男として農家に雇傭^{（こひ）}されている荒子の恩銀^{（おんぎん）}が高くなっているので、以前に定めた粗六石^{（おろく）}以下にする

ように指導すること。

- 年貢の納入は大庄屋・小庄屋・村役を指導して収穫期に応じて直ちに郷蔵へ納入させること。
- 年貢納入期限を会計年度の六月だと誤解している傾向があるが、上納皆済の期限はあくまでも霜月（十一月）であることを徹底させること。
- 大小庄屋の選任は、小庄屋は代官^{（このみ）}が好次第に任命してよい。大庄屋は郡方と相談の上、蔵方頭人に了解を得て任命すること。
- 百姓の風儀の教化に努めること。
- 検見が必要となった場合には、大庄屋・小庄屋・村役・頭百姓が立合って相談して代官や下郡代^{（しもぐんしろ）}まで書類で願書を提出すること。
- 十月から十一月の初めまでに百姓の一人一人の庄屋から庭帳^{（ていじょう）}によって年貢の割付を行い、十一月中に年貢完納させ、万一未納の百姓はその名簿を作成して提出し何村は何日までと定めて郡方と相談して完納できるように手はずを整えること。
- 郷村に住んでいる武士（諸給人）や寺社は庄屋の指導に従わず、「何角^{（なにかく）} 六ヶ敷^{（むつか）}申者^{（まうもの）}これあり」なので、その諸給人の組頭や主人から証文（筈）をとって掟^{（おきて）}を守って庄屋の指示に従わせるようにすること。

- 年貢徴収^{（ねいこう）}を緩やかにしていると、かえって百姓の為にならず、村の風俗も悪くなり役人^{（やくじん）}を蔑^{（あやう）}にするようになるので厳しくすること。

○ 田の植付にも気を遣い明地・荒田がないようにすること。

以上が大要であるが、代官と郡代とが協力する分野が多く、郡代と代官の職掌が複雑に入り組んでいたことが理解できる。

なお、この明和九年の十一月には諸郷に村横目を配置して、庄屋・村役を監視させるなど地方支配の強化策がとられている。

享和元年（一八〇一）治茂は蔵入地の大庄屋を廃止して在住代官を置いた。大庄屋は藩政当初からおよそ一郷に一人ずつ配置されていたが、農村の疲弊と荒廃の中で、かえって豪華な生活を営んで藩政改革にとって好ましくない存在となっていたため、大庄屋に委任されていた行政を在住代官を任命することによって藩が直接地方支配に乗り出しその支配を強化した。代官も今までと異なり現地に設けられた代官所で執務し、郷普請検見年貢徴収（取納）苗の植付けの割当（田居付）などの一切の地方行政を行わせることにした。当初は、三根・養父、上佐賀下郷・新庄、横辺田両郷の三か所に在住代官を設置したのが 1 三根・養父、神埼里目 2 白石四郷、諫早七浦 3 伊万里、有田皿山 4 上佐賀上下、新庄郷、鍋島村、両山内 5 与賀上下、本庄、嘉瀬郷、晴気郷 6 横辺田両郷、橋下郷 7 川副三郷、中佐賀郷、巨勢郷の七代官所であった。なお、支配地はその後幾分かの変更が行われたようであるが、上佐賀の代官所は佐賀郡大和町の駄市河原、川副代官所は諸富町三重に設けられていたらしい。

代官所の組織は物頭級の有能な侍から代官が任ぜられ、与賀の代官所の例では

代官（二名 侍） 助役（五名 侍）手許役（一三名 手明鍵）下役（一四名 足軽）となっており

助役は郷に一名ずつの割であった。

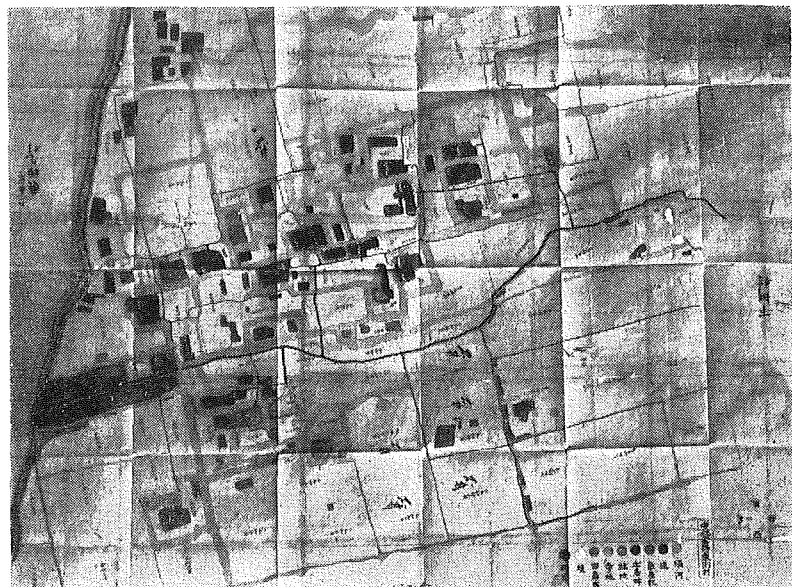
在住代官設置当初は前述したように農民の賦役によって田畑の灌漑工事や道路・橋の普請を行う御普請役や毎年の豊凶の検見を行う検者方も代官の支配下に置いていたようであるが、後にはこれを切り離した機構となったようである。

この代官所支配の下に村や宿または津では庄屋・村役（村）別当・咄（宿や津）などの住民から選ばれた村役人などを置いて行政の末端を分担させた。

代官は蔵入地の他にも三支藩などの大配分（知行地）にもそれぞれの知行主の責任で設置されているものがあり、やはり、それぞれの行政機構の中で年貢の徴収を中心とする行政や司法・警察をつかさどっていた。なお、代官には初期において山代官・津代官のように山や津の小物成を徴収する代官、また、勝茂の後妻である高源院が持参した化粧田の管理にあたる内儀方代官もあり、また元禄二年（一六八九）以降になると武士の借銀の抵当として知行地の一部を藩の切地方に預ける制度が始まるが、その切地（抵当となった土地）を管理する切地方代官も設けられるようになった。

村役人 郡代や代官の支配の下に地方支配は村を単位に行われていた。村の規模は天明七年（一七八七）の段階で佐賀領内の村数が七九九か村で、一村平均の人口は約四〇〇人である。村もさらに枝村などに小さく分けると規模は一層小さくなり、元治元年（一八六四）の佐賀郡内での一村の平均人数は一七〇人にすぎなかった。

村よりも大きな単位が郷で、佐賀郡内では山内、上佐賀上、上佐賀下、中佐賀、古瀬、川副東、川副上、



『天明4年中佐嘉郷東洲村絵図』(佐賀県立図書館蔵)

新庄郷 嶋内作右衛門
太保郷 満岡六郎右衛門
神埼下郷 西川六郎兵衛
神埼下西郷 樋口七郎兵衛

その後、天明元年(一七八一)に大庄屋の権限が強化され

一 今度御仕組に付、諸郷村手数の儀、相改められ、大庄屋え万端相任す儀候条、御掟の旨を以て粉骨差し部り取計^{はま}い候儀肝要の事^⑧

となり、郷内遊民の取締り、年貢徴収、御物成目安(年貢収納の目安)、救米や点役免除の査定、人改めなど以前は郡代や、代官の下役が行っていたことが大庄屋に任せられた。

また、天明五年(一七八五)の佐賀郡内の大庄屋は

川副下、与賀上、与賀下、新庄、嘉瀬、佐保川島、太保の一四郷^⑦があった。この郷ごとに置かれたのが大庄屋である。

大庄屋は郡代・代官の指導下に各村の小庄屋を統轄していた。『鳥ノ子帳』には二人であったものが後には領内で総計五二人にも及び、直轄領である蔵入地のみならず、知行地(配分地)にも置かれた。職掌は郷内の一般行政、風紀取締、農事督励、郷普請、拝借銀、宗門改、人別改、年貢徴収、庄屋の推せんと選出など多岐にわたっていた。佐賀郡内の大庄屋は宝暦十年(一七六〇)には

佐賀山内	佐山六郎左衛門
上佐賀上郷	野口九郎次
上佐賀下郷	原 貞十
中佐賀郷	城島平次左衛門
古瀬郷(巨勢)	末次忠左衛門
川副東郷	吉富清右衛門
川副上郷	吉田七右衛門
川副下郷(大散使) ^⑨	喜平次
与賀上郷	松永孫八
与賀下郷	松永彦右衛門
嘉瀬郷	蒲原小左衛門

山内

佐山与七

坪上村

金持吉兵衛

藤木村

中嶋権兵衛

若宮村

城嶋和兵衛

太田村

深川長左衛門

道免村

吉富新兵衛

飯盛村

池田六郎兵衛

正里村

松永幸左衛門

八戸溝

久米源之允

中原村

嶋内源助

恒安村

蒲原直七

平野村

満岡六郎右衛門

中原吉左衛門

この大庄屋も藩の地方支配の強化政策によって在住代官の制度ができると蔵入地の大庄屋は有田皿山や三根・養父・伊万里などの藩境を除いて廃止されたのは前述したところである。

大庄屋は苗字が許されていたが、身分を象徴する帯刀についても

一 百姓として一切、刀・脇差指し候儀、堅く停止すべき事

一 庄屋ハ、小脇差斗り差免候事

一 大庄屋ハ、両腰差免候事

一 町人ハ、小脇差斗たるへし、長脇差停止たるべき事⁷⁰⁾

とされている。

大庄屋の選任については郷中の小庄屋が相談して候補者を選び、大配分では領主が承認し最終的には本藩(本方)で承認することになっており世襲制ではなかったが、事実上は特定の家に固定して世襲することになっていた。⁷¹⁾ 本藩が最終的な任免権を持っていたことはこの大庄屋を通じて大配分に本藩の地方支配の政策を浸透させることにもなり、小物成や点役(夫役)の本藩への徴収に都合がよかったものと思われる。

大庄屋はその職掌に対して大庄屋給分として支配所の物成一万石に切米十五石の割で支給され、支配する郷の地米高に応じて地米一万石に対して二百石の点役が免ぜられた。点役とは石高に応じて百姓を夫役(労役)に使うことであり、二百石の点役は米で代納すれば、その一五パーセントすなわち三十石に相当するわけである。かりに地米一万石の郷を管轄している大庄屋は高掛物(付加税)である反米から支給される大庄屋給米の十五石と夫役の代米として収納する大庄屋料米の三十石とを合わせて四十五石の収入があったことになる。⁷²⁾ 大庄屋はこの他に自分の田畑を持っているわけであり、収入の上からは特に比してもひけをとらなかった。

なお、中期になると改正されて、延享四年(一七四七)から大庄屋大貫物米の規定となり、地米一石に対して五合貫、すなわち、一万石の地米を管理する大庄屋は、郷の運営費として郷中の百姓からその地米高に

応じて千分の五、すなわち合計五十石の米を徴収した。

この規定は明和九年（一七七二）に旧の切米支給にもどったが、さらに寛政二年（一七九〇）以後は一石に四合五勺の貫米の規定となった。大庄屋を補佐するものに大散使があり、大庄屋欠員の場合は大散使が代行することがあったらしい。

村の庄屋（小庄屋）は蔵入小庄屋と配分地小庄屋の別があり、小庄屋は管轄する村の地米千石について反米から一石五斗を支給することになっていた。さらに蔵入小庄屋には地米一万石につき千百石の点役を免じ配分地小庄屋には八百石の点役を免ずることになっていた。^⑦

例えば佐賀郡新庄郷の増田村は蔵入であるが、増田村の庄屋は、増田村の地米
九百七十六石四斗九升一合 に対し

反米から 十四石六斗四升七合三勺余

点役免除分（代米）十六石一斗一升二合

合わせて三十石七斗五升九合三勺余ということになる。同じ『鳥ノ子帳』の蔵方頭人へあてた達の中に小庄屋一人に切米十石、散使料六石ずつを反米から支給するとあるが、これは、「切米井に使前の員数太体定置候条」とあるように一つの目安であったと思われる。

なお、配分地小庄屋には年貢を徴収して配分地の知行主へ納める石庄屋と、夫役や小物成の徴収にあたる点役庄屋があり、夫役や小物成は配分地でも本藩に納めるようになっていたので点役庄屋は本藩（本方）に属していた。また、一つの村が蔵入と配分地に分かれている場合には庄屋が当然複数という例もあったわけ

である。

小庄屋の任免については、初期には代官の好み次第として、^⑧代官に任免権があり、明和九年（一七七二）の段階では大庄屋が選んだものを郡代、代官が立合って吟味して任命することになっていた。蓮池領では天明二年（一七八二）には代官が吟味した者の中から百姓が入れ札（選挙）で選んだ。庄屋の任期は一定しないが、かなりの頻度で交代が行われていたようである。

寛政元年（一七八九）幕府が派遣した西国巡見使小笠原主膳等の一行を道案内した光法村の庄屋祐右衛門は

「光法とは何の様に書候哉」と尋ねられたのに「某は無筆」で字がわからないと答えたところ、重ねて「庄屋相勤人柄無筆にて相澄哉」と庄屋が無筆のはずはあるまいと言われて、「筆者と申者召抱候」として書記を雇っておりまた庄屋は「年々の様ニ交代仕候」と答え庄屋が輪番制であったことをしめしている。



村辻の六地藏（金立町來迎寺）

庄屋は本年貢・小物成・夫役などの徴収の他に村内の治安維持・風紀取締・人口調査・^⑨農作業の進捗状況の把握と督励など村内の全般にわたる責任を負われ、村は連帯責任を負わされて年貢の納入・犯罪防止の単位とされた。庄屋を補佐するものとして村役のなかに散使（差使）^⑩が置かれ散使はもっぱら帳簿の整理など事務的な業務を行っていた。

五人組と百姓 年貢の納入や犯罪防止を目的に村を単位として連帯責任を負わせるしくみをさらに徹底させたのが五人組制度である。

五人組の制度の目的は『五人組帳』前書にあるように

：何事によらず五人組の内にて御法度背き候儀は申上げるに及ばず、悪事仕り候者これ有り候はば其組より早速申上ぐべく候。もし隠しおり脇より申出候はば、其の者には品により御褒美下され、五人組の者、名主共に曲事に仰せつけられるべき旨：老人身の百姓、煩に紛れなく、耕作罷りなり候はざる時は五人組は申すに及ばず、一村の者共、寄合ひ田畑仕付け収納仕り候様に相互に助合ひ申すべき事：

として相互監視・相互扶助による犯罪防止・年貢の納入を目標としたものである。

佐賀藩では当初は五人組ではなく十人組が定められた。

寛永九年（一六三二）勝茂が多久美作など三人にあてた覚書の中に

一 領中十人^と与改都合の儀 三人へ申付候間 年行司にて一年宛・念を入・先様相究然るべき事

付 田を作り候者ニ候ハバ、何者ニよらず、此の中の如く残らず十人^と与ニ相加うべき事

一 諸津・諸町の者、田を作り候者にてこれなく候共、他所へ走り、又ハ法度の^{しむり}罷成候儀ニ候条、十人^と与を仕、右同前ニ相改むべき事

この十人組は農民などの出奔を防いで戸口調査を行う目的で組織させたもので郡別に十人組の帳簿を作成し、一年に二回、村毎の抽出検査を行わせて領内全体の戸口調査も行っている。また

一 走者、罷り帰らざる者、十人^と与よりよび戻し候様ニ^{きびしく}稱敷申付べき事

とある様に出奔者の搜索は十人組の責任とされた。なお、藩政初期には出奔者が多かったことは福岡藩との往復文書などで理解できるし、その対策として十人組が設けられた。

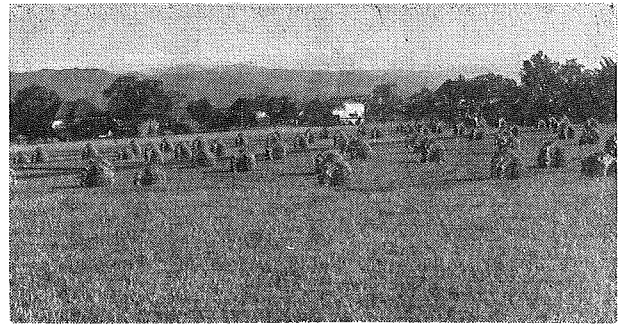
この十人組は間もなく、幕府にならって五人組に改められたわけで、明暦元年（一六五五）に勝茂が定めた『領中人改様申渡条々』^⑧の中で

一 給人の内、直人・又家中によらず、田を作り候者は其所の百姓の内ニ相加へ五人組ニ入れ申すべき事
一 借家の者も其家主^⑨々の五人組ニ相加へ申すべき事

として、直参・陪臣の別なく武士であって郷村に住んで田を作っているものは五人組に加えられて庄屋の支配に属すべきことを定めている。百姓については蔵入・配分地別に郡ごとに人口調査、竈数の調査を行ったが、天明三年（一七八三）になると五人組に小頭を置いて一年交代とし、さらに五人組を五つまとめて二十五軒の組合をつくりその責任者として約長というものを置き、代官―大庄屋―庄屋―約長―小頭の組織ができた。この組織をもとに町・村単位に竈帳を作成したが、この竈帳には「約条前書」があつて竈帳に記載された村や町に住む人々に対して毎年その内容を読み聞かせるならわしであった。これは『五人組帳』の前書と同じ趣旨で作成されたが、この天明三年の竈帳の「約条前書」の内容は

1 公儀御法度はもちろん、佐賀藩の掟を郡代、代官からよく読み聞かせて、教へ諭し、各家の責任者はもちろん妻子や奉公人の荒使子にまで徹底させ、違反者は罪科に処せられるので、常日頃の心掛を充分にしておくこと

2 給人（武士）寺社家・山伏等も郷内に住む以上は代官の下知はもちろん、大庄屋・小庄屋・村役から



農 村 風 景 (兵庫町)

の達示を守り、一般百姓の模範となるようにし放逸なことはしないようにお互いに申合わせること。

3 子として父母に孝養を、兄弟は仲良く夫婦は和順し、親は子供が悪い道にはしらないように教へ戒め、一類親属(族)の親しみを厚くし、友人との信義を守り、年長者を尊敬すること。

4 郷内生活者にとって耕作が第一である。それで父母妻子を養っているのだから鋤起し、草水の手当など、種子粃の撰方まで常々準備し心掛けておくこと。

5 年貢の納入については米こめ、俵こしら、俵の量目、縄の大小などにも念を入れ、とくに不良品の俵などないようにする。

6 点役(賦役)に出る場合は遅刻をしないようにし、また当日の仕事に精を出し(粗末)な仕事をしないこと。

7 郷内に住んでいる給人・寺社家・山伏百姓等は礼儀を正しくすること。

8 役所から呼出しがあった場合は遅刻しないで出頭するように五人組の小頭は気をつけること。

9 追放された人や他領の人間が紛れ込んでいないか五人組としてお互いに注意しあうこと。

10 竈帳内のものが理由なく無断で他所へ数日間出かけたり、また他村の者が入込んでいないかを調べ、

もし事実があれば早速帰らせ、言うことを聞かない場合は庄屋に引渡すこと。

11 こっそり、禁じられている踊狂言や操等あやつりを企てたり、旅芸者を呼入れているようなことがないかを調べて妻子などまで厳しく戒めておくこと。

12 家作や衣装、その他身分不相応の贅沢ぜいたくがないように申合せておくこと。

13 喧嘩・口論は堅く慎むこと、万一どうしても我慢のならないことは五人組小頭や約長へ申出て、さらに筋々の役所へ申出ること。

14 博奕、其外一切の勝負事をしてはならぬ、万一隠れてやる人がいる場合は五人組で小頭・約長から庄屋を通じて役人に申出ること、もし、隠して申出ない場合は五人組は同罪とする。

15 大酒を飲んで強請ゆすりったり、訴訟などの揉めごとに介入して生活するような悪人を五人組の中に置かぬようにすること。

16 自分の田を広くするために道路や畦を切ったり、堀や川をせばめたりするようなことはしないこと。うっかりして勘定違いなどがあって何年分も間違っている前年分までの差引にすること。

18 諸祭礼についての費用の儉約を話合っておくこと。

19 仏・神の感応だと称して、夢想の護符とか、薬の水とかの靈験を申立てて人を惑わす者のないように五人組で吟味しておくこと。もし、そのような者がいた場合は郡代役所へ申出るか、または差押えておいて届出ること。

20 年老いた寡婦いもめや寡婦、幼少で父母を失った孤児、その他病人で扶養者のない者は村中で心遣いをして大

事にすること。

- 21 結婚や嫁娶など多人数が集って酒を飲んで多くの出費を要することをやらないこと。
- 22 葬式の際、貧窮者は組合中で助け合いまた、多くの出費を要さないようにすること。
- 23 墮胎・捨子は人間として以の外の振廻である。村中助け合って、このような事がないようにすること。
- 24 女房・娘・子供を農作業の手伝いをさせ、隙々には木綿をつむぎ、蚕を飼って油断なく働くこと、親として子供の幼い時の教育が悪いと徒者も出るのでこの点を充分申合せること。
- 25 荒使子^②としては主人に従順、主人としては慈恵をもって召使うことが主従第一の心得である。
- 26 農家の役畜である牛馬の売買は紛争も多いので今後は小頭・約長・庄屋・村役が立合って売買すること。

以上、郷村における藩側からみた問題点を列挙してあるが、五人組制度の強化によって、荒廃していくとみえる農村社会の再建を企図したものと思われる。この前後には大庄屋の権限強化や、大庄屋の廃止と在住代官の設置など地方支配についての試行錯誤的な政策が続いていることでも理解される。農村においても貧富の差が大きくなって階層分化が進み自給自足的・相互扶助的な農村社会が崩壊するという危機感が藩側にあり、治茂の改革の一環としての五人組制度の強化というものが考えられる。

佐賀藩内で百姓は当初から町人よりも社会的に身分が低く、例えば町人は脇差を許されたが、百姓は刀を持つことはいっさい禁止されていた。

また、享保十六年（一七三一）衣服の儉約令に違反した者の罰金は^③

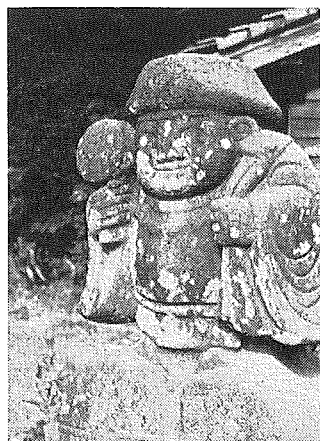
着座 銀一枚、惣侍 金子百疋、手明鍵 銀 十匁、御陸以下 銀五匁、町人 銀 十匁、
庄屋 銀 十匁、百姓 銀 三匁、山伏・社人 銀 五匁

まさに、この科銀に象徴される社会的地位であり、佐賀では士・農・工・商というよりも当初から士・商・工・農であったともいえる。

「百姓は天下の根本也^④」といわれながら、決して百姓は大切にはされなかった。農本主義をかげながら結局は農民を年貢負担者としかみなかった。「百姓は財の余らぬように、不足なきように治むること道なり^⑤」として生活の最低保証だけを行って、その他は全て徴収すべきだとした。

…御年貢滞りなく相納め候儀、百姓の本意に候、御年貢だに相納め候へば其余は精次第に作益を以、妻子を育て候事、何れの御蔭に候や、皆以て御領主の御高恩に候^⑥：

と断言するのである。「百姓は分別もなく末の考えもなきものに候^⑦」として百姓は愚民であるので領主を



村人を眺めていた大黒天
(久保泉町)

はじめとする武士が政治を行ってやっているので百姓の生活がなりたっているとする考え方を押しつけているのであり、これは佐賀藩においても例外ではなかった。

百姓は検地によって土地に縛られ、人別帳や宗門改、または竈帳によって登録され他領に出ることは認められなかった。

一、男女に依らず、他方へ人を売り候儀、稠敷法度に

申しつくべき事

付 他領に男子女子にても質に置き候儀停止たるべき事^⑪

この禁令の存在は江戸初期には知行主が領内の百姓を年貢の質にとって他方へ売却したり、譜代の被官百姓が主人によって売買・質入された事実のあったことを物語っている。

また他領の者との結婚や養子縁組は厳禁され、他領の者を下人として召抱えておくことも禁止されていたことは前述の通りである。

佐賀藩はこの閉鎖的な規範が厳しく守られ日料取（日雇）などでも他領に出ることは禁じられた。隣藩の唐津藩が原則的に同じ封鎖的な規制をもちながら、実際は領外への出稼ぎが黙許されていたのと対照的である。

百姓の他領への出奔については、どの藩でも厳しい規定があり、仙台藩などでは出奔者を捕えた者には懸賞金が与えられる規定もあったが、佐賀藩では前述のように、出奔者や無断での他方奉公、または質取り稼ぎが行われた場合は妻子を牢に入れ、妻子がなければ父母、兄弟を牢に入れて、牢番または搜索は五人組の責任とされ、期限内に発見できなかった場合は、妻子、父母、兄弟が処罰されることになっていた。

領外へ人を売った例としては香焼島の山伏が娘を一生売切の証文で銀子を借りて死刑となった例が治茂のときにある。また、往来切手なしに後家が大村領へ愛人と遊びに出たため七郡払いとなった例もある。^⑫

佐賀藩では武士や武家奉公人が非常に多くて人口の中でしめる割合が異常に大きい^⑬が、実態は農村に住んで農業を営みながら事あるときに戦争に参加する足軽や被官などが多かったわけで農民が大多数であったこ

とにかわりはないわけである。

注

① 『葉隠』

② 三支藩

③ 白石鍋島・村田・神代・村田鍋島家、なお、村田

鍋島家は当時創設されてなかった。

④ 多久・武雄鍋島・諫早・須古鍋島で親類同格とされたのは綱茂のときである。

⑤ 横岳鍋島・深堀鍋島・神代鍋島・太田鍋島・姉川鍋島・倉町鍋島家である。これは大配分格小配分であった。

⑥ 着座は後期になるとはぼ地米二百五十石から九百石までのクラス一八家によって構成されている。

⑦ 本藩の支配が強化されるのは光茂のときである。

⑧ 『多久家文書』

⑨ 当時は鍋島光茂

⑩ 知行高一万石の土地令に反対しての強訴である。

⑪ 陪臣、又者ともいう。

⑫ 大配分格小配分も含む。

⑬ 一家に子・孫など複数を出すことあり。

⑭ 被官は苗字帯刀を許されながら軍役を負担するが武士と主従関係を結びながらほんのわずかの米を

支給されたり、なかには無給の被官もいた。

⑮ 嘉永五年『三家御親類同格家来人数付』

⑯ 同 右

⑰ 総攻撃前に攻撃して軍令違反を問われたもの。

⑱ 知行地からの武士の取得分

⑲ 三匁に統一する。

⑲ 七尺三寸

⑲ 二間三尺

⑲ 諫早家史料

⑲ 佐賀本藩では直参の家臣を家中、陪臣すなわち、

又家中を家来と呼んで区別した。

⑲ 三家ともいう。

⑲ 四・五・三十一日が大寄合、七・二十一が小寄合

⑲ 知行を与えられている武士

⑲ 多久家本『鳥ノ子帳』

⑲ 郡方手頭

⑲ 御国枡は享保五年の制定であるので当時は京枡と

⑲ 思われる。

⑲ 往来手形

⑲ 海道筋は町役人や村役人に届出て一泊だけは認め

る。

③2 走り者、または欠落者という。

③3 前節行政機構一覽表参照

③4 貫物、または内分貫物といって村の運営費のために石高に応じて各戸から年貢類とは別に徴収した。

③5 人別改

③6 領内全体では十一代官所に分れる。

③7 領内全体では八代官所に分れる。

③8 領内全体では七代官所に分れる。

③9 皆済という。

④0 秋落米といい、不作によって地米から免除されるものである。

④1 納入延期米

④2 生活困窮者のために免除されるもの

④3 村内自治費

④4 点役は配分地にも本藩の点役が課されこのために置かれたのが点役庄屋である。

④5 『鳥ノ子帳』等による。

④6 直参のものの意

④7 代官として百姓召仕候儀、一年ニ物成四十石より一人ツツたるへき事(『鳥ノ子帳』)

④8 十一月改元、安永元年となる。

④9 代官手頭

⑤0 在住代官設置までは代官所はその代官の自宅で佐賀の城下にあり現地にはなかった。

⑤1 代官については郡代に、郡代支配の郡方の下役については代官に、それぞれ相互に監視させている。徒歩のこと。

⑤2 ⑤3 参照

⑤4 贈答品

⑤5 荒使子とも書く

⑤6 年間給与のことで享保の飢饉などによる労働力の不足から高騰の傾向にあり藩では賃銀を押える政策をとった。

⑤7 米で約三石である。労働力を確保し年貢徴収を確実にしようとした。

⑤8 十一月中に年貢が納まらない場合の最終納入期限が六月であった。

⑤9 庄屋を補佐するもの

⑥0 郡代下代ともいい、郡代の下で実務を行った。郡代の家臣が任せられる

⑥1 物成庭帳、各個人への年貢割当帳

⑥2 寛政十年十二月

⑥3 『外様御側諸役系図』

⑥4 城下町は町奉行支配

⑥5 家康の姪で豊後日田で一千石の化粧田を持って嫁入りした。

⑥6 『肥前国十郡の内人数帳』

⑥7 文化十四年『郷村帳』

⑥8 大庄屋の代役として大散使が勤めていたと思われる。

⑥9 天明元年『御定書』

⑦0 『鳥ノ子帳』

⑦1 宝暦十年と天明五年の大庄屋名を比較しても裏付けられる。

⑦2 百姓の反米(附加税)より支給された。

⑦3 物成納入高と同じ

⑦4 『鳥ノ子帳』の規定による。

⑦5 『鳥ノ子帳』の規定による。

⑦6 労役で米による代納もある。

⑦7 『鳥ノ子帳』

⑦8 人口調査は専門的には人改役の任務である。

⑦9 『坊所鍋島家文書』

⑧0 『鳥ノ子帳』

⑧1 前出

⑧2 幕府の法度

⑧3 荒子とも書く、農家の奉公人

⑧4 『衣裳法度相背候者科銀の定』

⑧5 銀約四十三匁

⑧6 銀約二十匁

⑧7 本佐録

⑧8 本佐録

⑧9 基養政鑑(対川領田代)

⑨0 『慶安御触書』

⑨1 『鳥ノ子帳』郷内定

⑨2 佐賀では一般に走り者といった。

⑨3 科一通(鍋島家史料)

⑨4 元治元年には約四割に及んでいる。

(三) 藩の財政

1 表高と草高

三十五万七千三十六石五斗九升九合^①

これは慶長十六年（一六一一）の藩検地による石高を慶長十八年に幕府が公認したものである。確かに当初は検地によって算出された生産見積高であった。ところが、この知行高はこの後、二五〇年余りにわたって全く変動しないのである。有明海をめぐる約六千町歩の干拓をはじめとする多くの新田開発が行われ、土地生産力も金肥の使用、技術の進歩によって反当収量が飛躍的に増大しているのに知行高は全く変化していない。これは決して佐賀藩だけに限ったことではなく各藩ともに同様のことと、幕府は当初に公認した知行高を変更しないことが原則であった。知行高は実際には大名の格式を示す目安にすぎなくなった^②。対馬の宗氏が十万石格の大名として遇されたのは、対朝鮮折衝の格式というものにこだわったわけで十万石には程遠い実収高であった^③。また隣藩の唐津藩は文化十四年（一八一七）に転封が行われ、水野忠邦（知行高六万石）が浜松へ、そして小笠原長昌が奥州棚倉から唐津へ所替えになった。この転封に際して唐津藩領の中から知行高一万石（草高一万六千石余、四四か村）が上地されて天領になったが、形式的には小笠原氏の知行高は

六万石であった。六万―一万〓六万ということは知行高は実際とかけ離れた形式的な数字であるということである。各藩では実際の生産見積高を把握していたが、これを草高と称して、知行高である表高と区別して考えていた。もちろん、この草高にしても年貢徴収の基準となる生産見積高の数字であるので実態とは多少かけはなれた数字となる可能性も大きい。財政難から年貢の増徴がはかれるようになると、再検地によって厳しい測量が行われて全体としては草高が増加するのが常である。

佐賀藩の知行高については小城・蓮池・鹿島の三支藩をはじめ、武雄・多久・諫早などの大配分も全て含んだことであるが、佐賀藩は独特の地米制度^④のこともあって、当初からかなり実態と異なっていたらしく時代が下れば、ますます実態とはほど遠いものになっている。例えば享保十七年（一七三二）の凶作のときは

…御蔵入領中石数七十二万九千二百四十八石皆否ニ相成る…^⑤

と記録しており、草高はこれ以上あったということである。ただ幕府には三十四万石余と報告した。知行高を上回る石高は形式上報告できなかったわけ、ここにも幕府政治の形式主義があるのである。

また、弘化元年（一八四四）の『御領内石高積目安』によれば八十八万八千七百九十二石となり、俗に百万石の実収があったともいわれるようになった。知行高に対して二―三倍ほどの草高ということになる。

全国的にみて一般には検地を行って、その地味によって反当収量（石盛）を定め、各人の所有の田畑・屋敷地等に応じて各人の石高が一筆ごとに定められ、これを村ごとに集計した村高が定められて、これに免（年貢率）をかけて物成高（本年貢）を定めるしくみである。この点について佐賀藩は独特の地米制度があ

って一般とは異なっている。

地米というのはいいかえれば物成高（本年貢高）のことであり、生産見積高を計算することなく、いきなり物成高で表すのである。この点からいえば中世において土地を表すのに貫高制を採用し、その土地の年貢高（銭納）で表現したのと同じである。

村高も一般に地米高であらわした。当然ながら知行を与えられた家臣の高も地米であらわし、これを物成と称した。すなわち、納める農民の側からすれば、地米であり、徴収する武士の側からみたら物成というわけである。

これは地方知行制を最後まで残した佐賀藩の複雑な支配機構に相応する慣例優先の年貢決定、または知行決定の方法であるが、農民の所有している土地に対する年貢負担の平等という立場からみると、多分に、どんなに勘定的な不合理な面があり、統一的課税基準がはっきりしなかった。

また、佐賀藩には地成じなりという言葉があり、一段歩あたりの地米高を意味する。これは土地生産力の大きい土地が当然地成は大きいと考えるべきであるが、実態は必ずしも、そのとおりではない。例えば弘化元年（一八四四）の例では、蔵入と配分地の平均地成を比較すると、田では

蔵入

七斗三升八合六勺

配分地

七斗九升

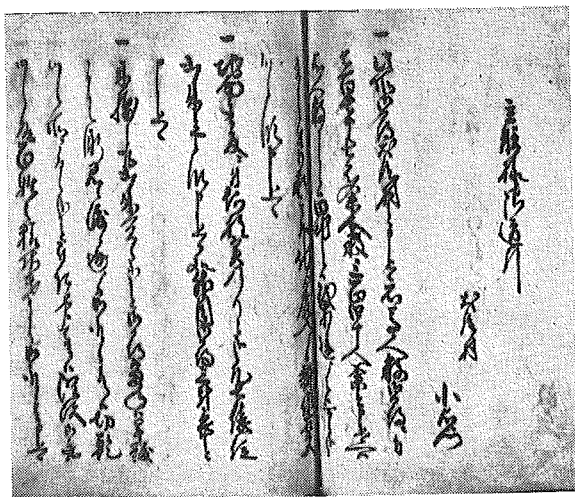
となっている、すなわち、家臣知行地である配分地の方が地成は高い。土地生産力からいえば平野部の生産力の高いところに集中している蔵入地が有利なはずなのに配分地の地成が高いということは必ずしも地成が

土地生産力によって決定されていないということを意味し、本藩の蔵入地優先・蔵入地農民保護の考え方や、地米がもともと土地生産力に無関係に決定されたことを意味しているかも知れない。

地米高で表現することは形式的には、とくに不都合はなく、百姓にとつては毎年の年貢高が定まっていたその点からは定免制と同じであり、藩や知行主にとっては実収入を意味するものとしてむしろ便利だったと

考えられる。その地米高が収量に対して、どれほどの割合になるかについては個々にはさほど配慮されなかったが、実態としては初期の段階では全体的には六六パーセント前後、すなわち二公一民程度であったと推定されている。また、寛政元年（一七八九）の巡見使への回答はほとんどの村が六公四民と答えているがこれは模範的な画一的解答であり、実態はそれぞれ異なっていたものと考えられる。

地米は藩内では問題が少ないにしても、幕府への報告とか、地米で表現されている家臣の知行高を他藩の藩士と比較する必要があるときには不便である。幕府の巡見使が繰り返し地米のことを尋ねているのは、それだけ他所者には理解しにくかったからである。こ



『巡見録』村の部分（佐賀県立図書館蔵）

うなると佐賀藩では幕府への報告書などは機械的な数字の操作によって机上で作成することになる。大配分の知行主の知行高なども地米から逆算して出した数字である。^⑨

佐賀藩の財政を考える場合に藩の財源となる蔵入（直轄領）の地米収入は『御蔵入地米郷村帳』によると佐賀郡の六万八千五百三十石をはじめとして佐賀領全体で十三万八千五百五十一石となる。家臣への知行地（配分地）が多く蔵入対配分地の地米の割合は四対六となり蔵入収入が比較的に少ないわけである。なお、地米高は年貢納入高であるので、原則的には地米高だけの収入があるはずであるが作況によって実際には落米（免除米）が認められるので地米高というのは定免制の場合の年貢高と同じく、最高限度額ということになる。

藩の農民からの収入は、この地米（物成）の外に実納入米にたいする高掛物である口米と反米、それに雑税である小物成があった。

口米は納入物成高の一石にたいし四升の付加税で、うち三升五合が蔵入方の収入となり、五合は代官役料となっていた。かりに十万石の物成収入があるとすれば、三千五百石が蔵入収入となり、五百石が代官役料ということになる。

反米については、元来は夫役として労役に使役せられるかわりに米で代納するもので蔵入地は物成一石について五升、配分地は三升と定められていた。これは一般会計に相当する蔵入方の収入ではなく、藩主直属の機密費である懸硯方の収入となっていた。なお、高掛物の反米はその後、増徴される傾向にあった。

小物成については、佐賀藩では^{あた}当り物とも称していたようであるが、普請^{ウラ}などの際に藁・^{コモ}蕪・組縄など、

その他の雑税であり、この小物成や反米は蔵入地の百姓のみならず、配分地の百姓にも本藩（本方）から課した。

佐賀藩の財政は本藩（本方）と各大配分がそれぞれ独立して運用されていたが、実際には本藩の財政難は各大配分に転嫁されたし、各大配分の財政難からの借銀の後始末を本藩が行わなければならないことも多かった。

藩財政の運用に関連する役所としては、時代によって多少の変遷があるが幕末の機構をみると、各代官を支配して物成徴収の責任役所である御蔵方、俵銭^⑪、その他の小物成の徴収を取扱う御小物成所。財政運用の企画などの勘定所。銀蔵・米蔵などの管理を行って行政、財政全体の責任をとる請役所がある。

とくに佐賀藩財政を考える場合に留意しなければならないのは地米（物成）収入を中心とする一般会計と小物成や反米などの収入を中心とする懸硯方^⑫の二重帳簿制である。佐賀藩では表向きの一般会計がいかにか赤字会計であっても、機密費に属する懸硯方の収入をもって、その補填をしないことにしたので懸硯方は比較余裕があつて藩主が自由に動かすことのできる財源であつた。なお、佐賀藩では百姓の年貢が収入の主たるものであつて町人や漁師などの納める冥加金や連上はそれほど重要な比重を占めなかつたようであるが、のちには石炭・陶磁器・櫛^{ハシ}の実などの専売や連上の収入がかなりあつたようである。

2 財政難

佐賀藩の財政は初期から窮迫しており、借財が多かつた。肥沃な土地に恵まれた佐賀藩がなぜ莫大な借銀

に苦しまなければならなかったかについて、自ら行財政をとりしきった鍋島勝茂自身が首をひねって考えこんだほどである。勝茂は米の相場に一喜一憂し、細心の注意をはらって、いかに年貢米を有利に売却しようかと腐心し、ときにはいらだって重臣達を無能呼ばわりをしたが、この財政難は佐賀藩の体質的なものであり、この体質改善は容易なものではなかった。

財政難の原因 財政難の原因を列挙してみると、第一に

△ 蔵入地収入が少ないこと

佐賀藩では藩の直接財源となる蔵入地の地米が承応四年（一六五五）の段階で十万石前後、家臣に与えた知行地（配分地）が地米で十五万石前後で四対六ほどの割合となる。^⑭

蔵入地が比較的少ない理由としては、前述したように鍋島氏は龍造寺氏の後をうけて龍造寺家系の諫早・多久・武雄鍋島・須古鍋島・村田（久保田）などの有力諸家をはじめ龍造寺氏が五州二島の領主といわれて領土が拡大した時期に召し抱えた多くの武士団にも知行地を分け与えねばならなかった。すなわち、領国にたいして家臣団の数が多すぎることに。

さらに、これに加えて、旧龍造寺家系の有力諸家を押える意味から小城・蓮池・鹿島の三支藩や白石鍋島家など鍋島家系の有力諸家の創設をはからねばならなかったところに直轄地である蔵入地の少ない理由がある。しかもこの少ない蔵入収入から承応四年の段階で

…侍の切米取並びに弓鉄砲其の外^か舐^か子以下色々の切米に三万石程差出し申し候^⑮：

として、侍や足輕などの切米に三万石ほどを支出し、残りの五、六万石で藩の財政を運用しなければならな

かった。

蔵入地などからの年貢収入は初期の段階では実質的には八、九万石ほどであった。^⑯

宝暦元年（一七五一）では^⑰

地 米	十四万三百七十六石六斗一升八合
落米等の除米	四万六千五百五十五石七斗七升七合
残有米	九万三千八百二十六石四升一合
この残有米が実際の物成米であり、これに高掛物である口米が	
	三千七百五十三石四升二合
計	九万七千五百七十九石八升三合 ^⑱
この中から新地方支配で懸硯方へ繰入れられる分	
	七千九十一石八斗二升八合
を差引いた	
となる。	
この米は	
赤 米	一万五千三百八十三石七斗八升五合
白 米	七万三千八百七十六石九斗七升七合
黄 米	千二百二十六石四斗九升三合

平 野 風 景（佐賀郡南部）



の三種で大坂や佐賀で売られるわけであり約七割が大坂で売られ、売値は平均して

銀百匁 Ⅱ 一石八斗三升余

残りの約三割が佐賀で売られて

銀百匁 Ⅱ 二石六升余

の値段である。大坂の方が一割強の高値で売れているが、舟賃が積荷の一〇パーセント近くかかるので大体同じ収入となるが、佐賀藩では市場確保のためできるだけ大坂への回米を増加しようとしている。

なお、この年の財政収支の中で、収入の不足を補うために大坂・長崎・佐賀での借銀が一万五百六十三貫四百九十五匁九分見込まれており、これは米に換算すると、約二十万石に相当し、物成収入の約二倍の借銀である。

第二の理由としては

△ 御手伝普請などの公役負担

江戸幕府は諸藩の財政的負担を増大させてその経済力を削ぐなどの目的で関ヶ原の戦の翌年から諸大名に幕府関係の城郭の普請役を命じた。佐賀藩も駿府・名古屋・江戸・大坂などの城普請を相ついで命ぜられてその負担に苦しんだ。佐賀から多くの人夫を連れて出かけたこともあってその費用が蓄み、例えば寛永五年（一六二八）の大坂城の普請には銀千三百三十貫を要している。当時の米価から約五万三千石に相当するもので年間の物成収入の二分の一強に相当する臨時出費である。しかも、この普請役は頻繁^{ひんぱん}に行われて借財は累積していった。享保八年（一七二三）に幕府から佐賀藩の作事普請について問合せがきているが、記録が

焼失してはつきりしないとしながらも次のものを報告している。

慶長八年（一六〇三）

駿河城

慶長十四～十五年

名古屋城

慶長十九年

江戸城石垣

元和五年（一六一九）

江戸城石垣

寛永元年（一六二四）

大坂城

寛永五年

大坂城

寛永十二～十三年

江戸城

とし、その他に

慶長七年

伏見城

慶長十六年

江戸城

元和二年

大坂城

があったとしている。

第三には

△ 長崎防衛の開始による負担増

佐賀藩は寛永十九年（一六四二）三月、長崎御番を命ぜられた。前年から同様の命をうけていた福岡藩と隔年交替で長崎の警備を行うことになった。長崎での関所や台場、武器庫などに多くの費用を要し、かわり

に参勤に際しての江戸滞在期間も百日前後に短縮されて、百日大名と呼ばれたが出費は大きかった。²²⁾

第四に

△ 参勤交代の費用の増加

参勤交代の費用が嵩んで苦しみ、つねに借銀によってそれをまかなっていた。借銀の返済を要求されて累代藩主が苦しんだが、鍋島光茂も上府の途中で借銀返済を要求され、責任者の多久茂矩は

：実ニ伏見・大津へ御借銀主共大勢罷出、事六借、何角申候へ共、面白つくニ漸申有差戻申候：

という状況で、銀主達をなだめすかすのに必死であった。また、病気を理由に参勤延期を願い出ることもしばしばであった。宝暦元年（一七五一）鍋島重茂の参勤および在府料は銀七百六十一貫百九十四匁九分であった。²³⁾ これは一年平均分であり、これを片備えといったが、これだけで米に換算して一万四千石余で蔵方年間収入の約一五パーセント強となる。

佐賀から江戸までは三百里あまりで、往復に時日と費用を要し、大身の家臣は原則として自格護²⁴⁾であったが、それでも多くの雑費を要したわけである。この点だけでは他の九州などの遠隔地の大名達と同じ条件であるが、佐賀藩は、この他に寛永二十年（一六四三）に始まった三支藩主の参勤交代がある。参勤の事情については前述しているが、この隔年の三支藩主の交代による江戸詰めが大きな負担となった。貞享元年（一六八四）には小城・蓮池の参勤交代は船は本藩の負担、鹿島は船と飯米も本藩で負担するなど、本藩に転嫁される財政負担が大きかった。さらに加えて元禄五年（一六九二）小城藩の勅使接待役をはじめとする三支藩の大名としての接待役や普請役などの公役のはじまりである。三支藩はいちおうは独立会計という建前で

はあったが、この負担にたえられず本藩にその援助を求めてきたので本藩の負担がさらに大きくなった。

三支藩が大名としての体面を保って大名の公役を負担すれば、それだけ経済的負担が大きくなったわけであり、各支藩では接待役や普請役が割当てられそうになると、それを断るための運動費が必要で、その運動費の捻出に苦しまねばならぬ有様であった。

以上のような理由で佐賀藩は当初から借銀に苦しみ、すでに寛永末年になると借銀総計は一万貫を越えた。米に換算して三十万石に相当し、年間蔵入物成の総高の約三倍に相当する。

別表は宝暦元年（一七五一）のいわば一般会計で別会計の懸視方の收支内容が不明で小物成などが不明であるが、藩財政の概要を知ることができる。これによると、収入はその過半の銀一万貫余が借銀によるものであり、支出の部でも銀八千貫余が借銀支払いにあてられている。まさに借銀支払いのための借銀という悪循環の状況が理解できる。

参勤交代への参加家臣の従者定
(貞享元年)

知行(石)	主従(人)
37500 ~ 18750	60
18750 ~ 12500	40
12500 ~ 6250	30
6250 ~ 5000	25
5000 ~ 1750	20
1750 ~ 1000	15
1000 ~ 375	11
375 ~ 250	10
250 ~ 175	7
175 ~ 125	6 ~ 5
125 ~ 100	5 ~ 5
100 ~ 75	5 ~ 4
75 ~ 50	4 ~ 3
50 ~	3

宝暦元年(1751)会計予算

(宝暦元年「御物成并銀御遣方大目安」)

収入	米	159,438石 872	
	内 物 成	90,487石255	内 売米
	家中御馳走米	28,395石828	96,166石214
	買 入 米	18,952石561	代 銀 5063貫7316
	そ の 他	21,603石228	残 米 63,272石658
	銀	10594貫256	
	内 借 銀	10563貫8959	
	そ の 他	30貫3606	
支出	米	63,272石658	
	(売米残)		
		23,849石4	諸組部米渡
		7,564石112	組廻切米渡
		2,572石826	加米役米御扶持方渡
		2,882石573	御側諸役御遣料
		3,000石	海量院様御遣料
		1,282石849	深堀御遣料
		2,505石800	雑務会所御遣料
		2,125石900	浜方売過米渡
		1,100石145	大坂上米破船海上打捨
		13,916石177	次年繰越御遣料
		2,472石876	その他
	銀	15,657貫988匁	
	(含売米代銀)		
		8,128貫1878	借銀払
		7,078貫余	上 方
		98貫余	江 戸
		554貫余	長崎、佐賀
		296貫余	上方不時借銀
		101貫余	町方納方前納利
		1,072貫2677	買入米代金
		761貫827	重茂参勤在府料
		3,015貫 079	御遣料残銀
		2,680貫6167	その他

収入の中で物成というのは蔵入地からの年貢のことであり、家中御馳走米というのは家臣に課した献米のことである。買入米というのは藩が別途に買入れて売却する米で、これは買入の代金を支払うわけで収入とはいえないものである。しかも売米値段の平均は一石あたり銀五十二匁六五にたいし、買入値段は一石あたり銀五十六匁五九で割高にさえている。

支出では地方知行制の下で配分地を持っていない家臣、または持っても小禄であるものには切米が支給され、これが合計で三万石を越えている。物成の約三分の一が切米として家臣の俸禄にあてられているわけである。

借銀の支払いのほかに俸禄関係の費用が大きな比重を占めていることが理解できる。一般会計の収入の中で借銀が大きな比重を占めることはずっと後まで続き文化元年(一八〇四)には約三〇パーセントにあたる一万二千五百五十二貫余、天保元年(一八三〇)では約一八パーセントの一万一千四百三十九貫余となっている。

財政難の対応策 前述のような財政難に対して佐賀藩では手をこまねいていたわけではない。「出るを制し、入るを計る」のが財政の鉄則であり、財源の確保と支出の抑制に努めたのは当然である。

増収策については

- (a) 治水灌漑と干拓による土地開発
- (b) 三部上地による蔵入地の増加
- (c) 家臣の献金による赤字補填策
- (d) 人別銀・講による収入増加策

- (e) 殖産と専売による益金増加策
- (f) 物成・小物成の増徴による収入増加
などが考えられ

支出の抑制策としては

- (g) 家臣団の知行整理
- (h) 儉約令と公役の回避

などがあり、それでも解決できなくて増加する赤字財政については

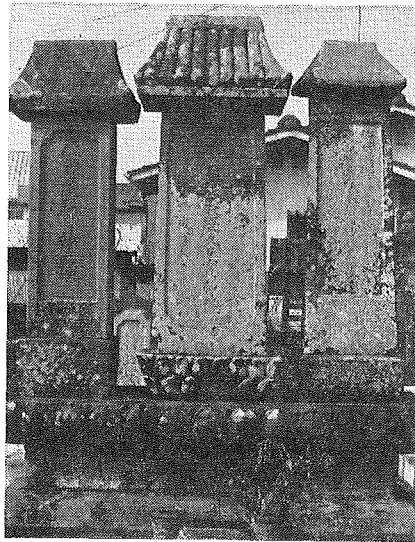
- (i) 大坂・江戸などをはじめとする借銀
- (j) 銀預・米筭などの藩札の発行

などが考えられる。以下順を追って述べてみたい。

(a) 土地開発

家康の覇権が確立し徳川政権が安定に向うと諸大名はもはや武功による領国の拡大は望めなくなった。領内の地味な開発による経済力の増強が残された方向である。また、幕藩体制の確立は大名自身の領内における支配権を強化安定させ領内全域にわたる巨視的な治水水利事業の大型化を可能にした。家臣団の在地支配、その割拠性が強大であれば利害のともないやすい水利事業は実施が不可能となる。水利事業によって実利を得ない知行主が反対をするわけである。

それに築城などの技術、鉱山開発の技術など戦乱の時代に長足の進歩をとげた土木技術が大規模な農業土



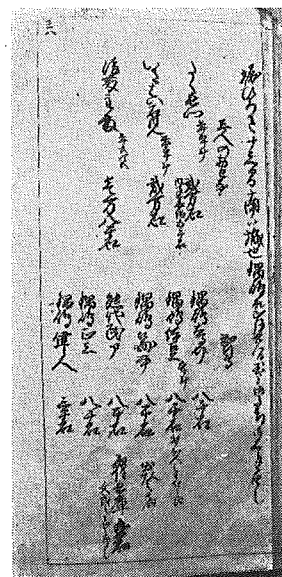
成富兵庫（茂安）の墓
（西田代1丁目本行寺）

木事業を可能にした。政治の安定と技術の進歩という条件が整ったわけである。治水・灌漑・新田開発は多くの労力と費用と時日を要するもので即効的な財政効果はあがらないが、反面、根本的・恒常的な財源確保につながっていた。近隣の藩でも、熊本に加藤清正による白川の治水、唐津の寺沢広高による松浦川の治水・新田開発事業が行われた。同時に佐賀では成富兵庫（茂安）を中心とする筑後川・嘉瀬川をはじめとする各河川の大規模治水工事が行われている。

成富茂安は永禄三年（一五六〇）成富信種の二男として鍋島町増田²⁹に生まれた。父信種も須古城や佐賀城の普請を行ったと伝えられ土木にすぐれた技術をもっていた。茂安は幼名千代法師丸、のち新九郎・十右衛門と称したが、龍造寺隆信の信をとって信安といい、のちに鍋島直茂に属すると茂を得て茂安と称した。成

富兵庫（茂安）は龍造寺氏配下の武人として各地に転戦して武功があったが天正十二年（一五八四）龍造寺隆信が島原で戦死すると、その後、佐賀で実権を握った鍋島直茂に従って活躍し、秀吉の朝鮮出兵に際しては名護屋城の築城、朝鮮では部将として活躍した。

成富茂安が治水・灌漑の水利事業に乗り出すのは大坂落城後、いわば元和偃武^{えんぶ}後で血なまぐさい戦乱の風潮がおさまってからであり、彼は



『幕府隠密復命書』
(長崎県立図書館蔵)

すでに五十五歳に達していた。加藤清正を感嘆させたという築城の技術が治水に生かされてくるのである。彼の緩流河川改修の技術は乗越・洪水敷・防水林など水とは争わないという立場で貫かれ、その技術・工法は武田信玄の急流河川改修の技術とならんで現在でも高く評価されている。

成富茂安は筑後川の千栗土居約一二キロメートルの築造、嘉瀬川の石井樋を中心とする水利、六角川の水利、有明海の干拓事業にまでおよび、彼の業績の広範囲なことは彼が佐賀藩の土木事業の総括責任者であったことを物語っている。

筑後川の千栗土居は元和の初めから寛永のはじめまで一二年間を要した大きな事業で付近の百姓が夫役として労役に従事したのは当然であるが、領内の一向宗(浄土真宗)の信者たちが願正寺の指導の下に、この工事に全面的に労力奉仕をするなど藩をあげての大工事であった。成富茂安も関係した佐賀城の普請が慶長十六年(一六一一)に完成しているの、それに続く大規模土木事業だったわけである。

寛永四年(一六二七)の『幕府隠密復命書』によると、佐賀藩の重臣達、多久・諫早・武雄をはじめ九名の氏名を列記してあるが、そこに特につけ加えて

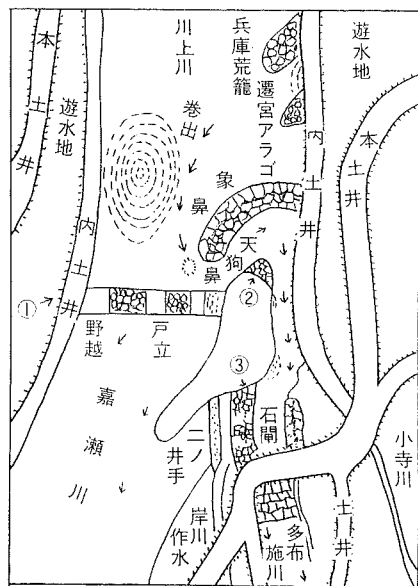
出頭の者 成住兵庫 九千石

文武の者の由申候

と記されており、すでに六十八歳となっているが、親類・親類同格・家老と並んで異例の出世といえるし領内に人望が厚かったことが理解できる。

幕府の度重なる普請役などで各地の城の普請に采配をふるい、佐賀城の普請や伊万里の塩田造成に功のあった成富茂安は治水事業については徹底した水に逆らわない工法をとり、とくに嘉瀬川からの分流である多布施川の源をなす石井樋(佐賀郡大和町)の工事における象の鼻、天狗の鼻、亀石の一連の施設工事は水の性質を生かした傑作といわれている。

佐賀藩の成立

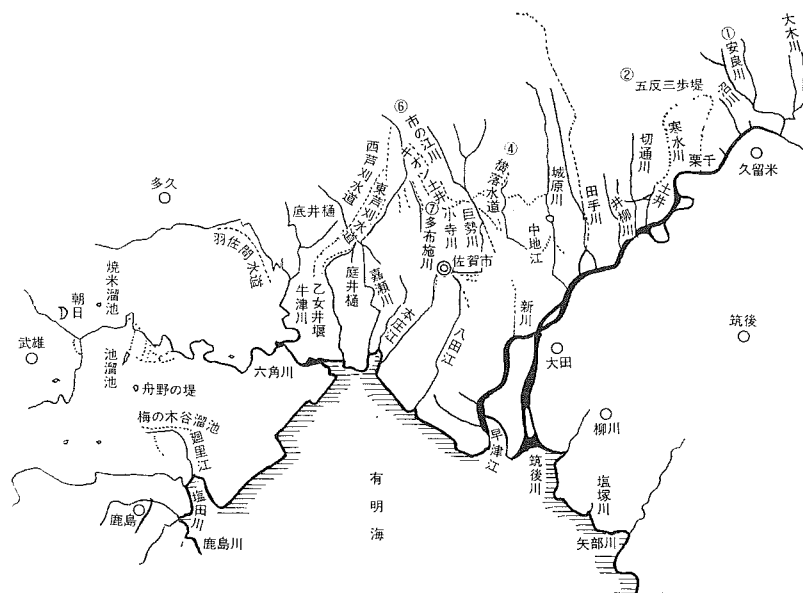


嘉瀬川石井樋平面図

この石井樋の工事によって嘉瀬川の洪水防止・川上―佐賀の舟運・多布施川下流の旱魃防止・佐賀城下への飲料水供給など大きな恩恵を与えた。

彼は堤防を築くにあたって一定限度以上の水量になると、その水が堤防を越えて流れるようにあらかじめ堤防に一段と低い部分を作し、水を分流させて水勢をそぐ工夫をしたノコシ(乗越または野越)を設け、またその水を受け入れる水防林や洪水敷(遊水地)を

佐賀藩の成立



江戸時代における佐賀平野の主要用水組織（成富兵庫茂安の事跡を中心として）
（『佐賀平野における農業水利事業の沿革』より）

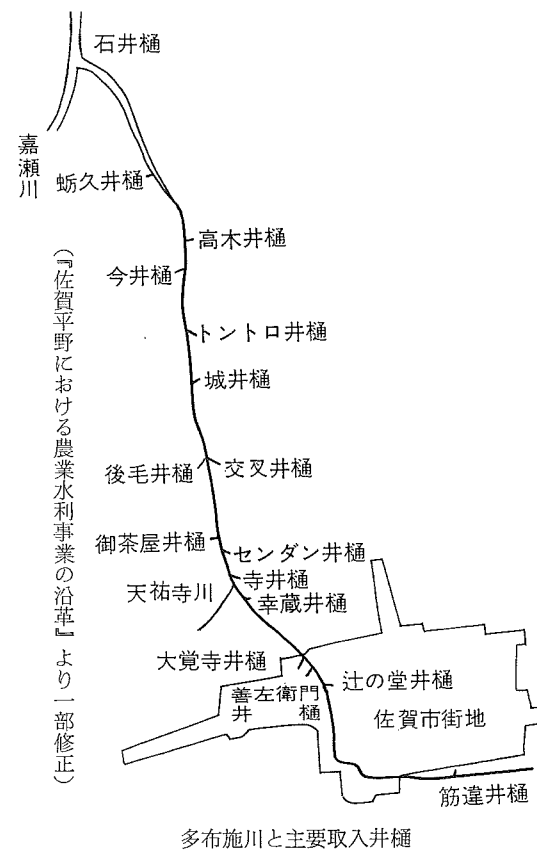
水道で久保泉・兵庫を通して佐賀江に注ぐ水利で佐賀城下の旱害防止に役立っている。

さらに、もう一つの大きな事業は市の江川の水系の水利である。川上川の石井樋の上流から分流するのが市の江川であるが、佐賀郡大和町の市の江・尼寺・駄市河原・福田をへて金立町の千布の南端を東へ流れ、黒川・徳永川と湧頭で合流している。この合流地点の近くでは南の水田地帯を守るため、市の江川は南の堤防が強化され、北側一帯の沖田の広い地域は遊水地として洪水調節のために利用され、免租地とされている。この市の江川・黒川・徳永川の合流したものが巨勢川でこの市の江川の工事によって、兵庫・巨勢地域の水田を潤している。

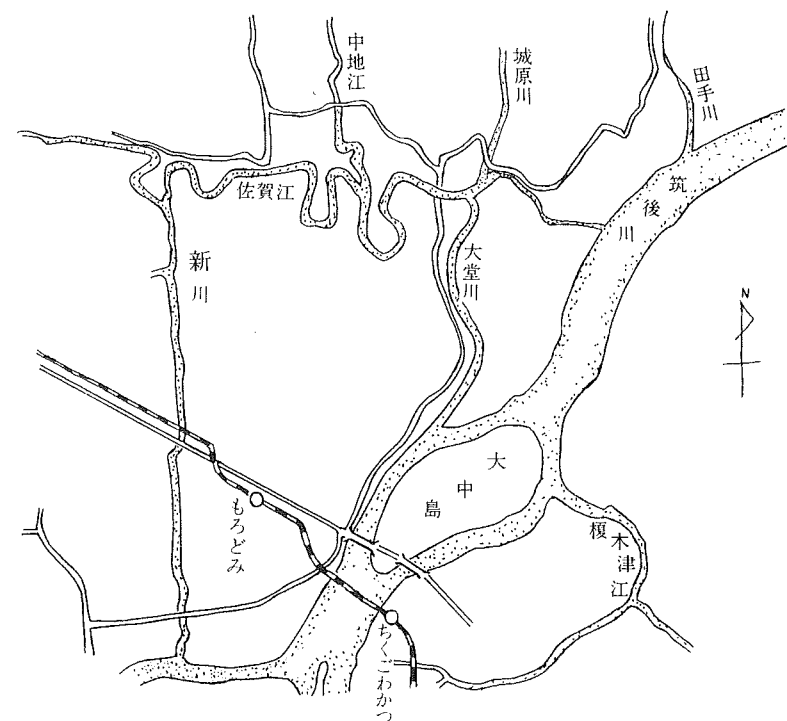
また、多布施川・巨勢川など佐賀以北の水系の排水を担当するのが八田江と佐賀江である。

多久川（多久市）永島川（武雄市）桃ノ川（伊万里市）など領内の各河川や堤の工事を行っている。この数多い土木事業が元和から寛永の初めに集中的に行われているわけである。これは成富茂安以外にも多くの現場技術者がいたことを意味している。寛永十一年（一六三四）九月、彼は七十五歳で築山の草庵（佐賀郡大和町尼寺）で没したが、彼への殉死者が五名もいたことは生前の彼の地位の大きさを物語っている。

多くの事業の中でとくに佐賀市と関係の深い水利事業は石井樋にともなう多布施川の水利と城原川の横落



設けていた。この技術・工法などについては、すでに天保の頃、南部長恒の『疏導要書』によっても紹介されている。石井樋も前後一二年を要した工事といわれているが、茂安はこの外に安良川（鳥栖市）五反三步堤（三養基郡北茂安町）田手川（神埼郡）城原川（神埼郡）



佐賀江の蛇行と新川（『佐賀平野における農業水利事業の沿革』より）

る。この排水問題は下流域の洪水防止、乾田化に重要な意味をもっているが、茂安は元和年間にこの排水問題とも取組み、北川副町山津にある鑑子の弦から佐賀郡諸富町山領・野町を通り、寺井津から早津江川に放流する約四キロメートルの直線コースを設け（新川）排水とともにアオによる水田灌漑用の尾の島井樋（三丁井樋）を設けた。なお、佐賀江も南の堤防を強化して、北の方は洪水の場合の遊水地として南側にある蔵入地の水田の保護を考慮している。

この成富茂安に代表される江戸時代初期の水利事業にもなって開発された田畑は『成富家譜』によれば巨勢郷の荒野七千石余、杵島郡三法

潟の荒野千二百石余と記されている。

この時期にかなりの土地開発がすすんだことは、寛永四年（一六二七）約五万石の土地開発が行われたことを幕府に報告しており、彼がなくなった寛永十一年に鍋島勝茂は再度慶長十六年（一六一一）の慶長検地後の開発高として 五万四千五百十石八斗七升一合

を幕府に報告している。寛永四年に約五万石というのは慶長検地後、約一五年間に検地高の一五パーセント強の開発が行われたということである。この時期が成富茂安を中心にかに田畑の開発が著しかったかを物語るものである。統一的な藩の計画による水利事業とならんで百姓にたいする新田畑の開発が奨励されたが、初期の開発が一段落すると

一 新開の義、停止せしめ候、尤、開発いたし便利よろしき場所は役々立会吟味の上我等承届差図に任す
べき事

付 自然勝手に開発いたし、顯然においては吃度其へ申付くべき事
として許可制にしており堀の造成にしても

蔵入・配分によらず、新堀仕候儀、我等へ申聞、其上にて申付くべく候、此中吟味なく所々新堀これありて耕作ならびに潮土井の障に相成るの由候条、役方より定置候ごとく、弥、堀所ニても水流等差合これあるにおいては相談候て、前々のことく崩させ申すべく候^④

として許可なしの無計画な開発を禁ずるようにしている。水利については『島ノ子帳』にも河川の井樋などを勝手に設けることを厳禁している。

田畑の開発については有明海の干拓による掘の築立が大きな比重をしめ、幕府に提出した『慶長年中肥前国絵図』による海岸線の村々が、千栗・坂口・こもの郷・蒲田郷・大堂・走津・寺井・早津江・鹿江・鯉江・鹿子・飯盛・厘外・太俣・平吉郷・牛津町・砥川・佐留志の線であって、まだ大詫間島は記されていない。

その後、正保四年（一六四七）の『肥前一国絵図』になると、大詫間島も描かれ、ついで、元禄十四年（一七〇一）の『元禄肥前国絵図』には村高の記載はないが、「長さ廿八丁、横十三丁」と記されている大詫間島をはじめとする干拓は藩営の事業として、また百姓達の共同作業による舩頭掘の名が示すような小規模の掘が数多く造成され、また一部には商人の手による干拓もあった。

江戸時代に有明海で約六千三百町が干拓されたといわれているが、藩がとくに干拓に乗り出して力を入れたのは六代藩主治茂のときである。治茂は側近の儒者で側用人の長尾矢治馬（東郭）の意見を用いて六府方を設け、その中に堀方を置いて新田開発を行おうとした。殖産興業政策によって財政難を乗切ろうというものである。掘築立の費用として万人講（富札）の利益の五割をあてて五、六千町歩の新田を拓き、約三万石の物成の増収を企図した。堀方の実績は当初の目標とは程遠いものであったが天明三年（一七八三）文化元年（一八〇四）までの二一年間に田畑百八十町五段余、地米六百七十二石四斗余が蔵方収入となるなど着々とその成果があげられた。

なお、土地の造成（干拓）栽培技術の改良・進歩によって佐賀藩の米が増産され、安定供給されるようになると、大坂の堂島での米取引で肥前米の商品としての価値がたかまり肥前米は享和二年（一八〇二）に糯米（建米）となり、佐賀藩の蔵米の売却が一段と有利になった。

(b) 三部上地（上知）

佐賀藩では龍造寺家系の有力家臣団が多く、その知行地に領国の多くをさいたために蔵入地（直轄領）が少なく、藩の直接財源となる土地が少なかった。藩政初期からの財源難に苦しみ、朱印船貿易にも乗り出し、生糸の取引も行って利益を得ようとし、取引の相場の値の動きに藩主（勝茂）自身が一喜一憂という有様である。本藩の財源である蔵入地の確保のために行われたのが三部上地である。すなわち、家臣の知行地の三部（三〇パーセント）を蔵入地として献上させたことである。

慶長十六年（一六一一）領内での徹底した検地が行われたが、この際に「国計虚耗の故」すなわち、財政難を理由として「諸臣一統の持高を平均して、その三部地及び反米を召さる」として知行地の三割を献上させた。この実態は前述した通りであるが北川副の木原に多久領の寺地が一部残っていたのは、この三部上地で多久領の木原村が上地された際に寺地だけが残されたものである。この慶長十六年の三部上地では「当領分の儀、悉皆相改められ、上下大小共ニ残らず百石ニ付、三十石の分差上申事ニ候」として家臣のそれぞれが三部上地を命ぜられている。ただ久保田の村田家だけは龍造寺宗家の由緒を理由とし免除された。龍造寺家系の有力家臣団への配慮と主家を蔑にするという誘いをさけるためである。また、この三部上地とならんで石高に比例しての反米（献米）も命ぜられており、家臣としても本藩財政の困窮を背負わされていたわけである。ところが三部上地や反米という思いきった措置をとったにもかかわらず本藩財政は好転せず、十年後の元和七年（一六二一）に、再び財政難を理由に家臣に対して反銭・反米という献金・献米を命じようとした。この際に藩政を運営していた多久安順は武雄・諫早・須古の三家と相談をして、このように献金・献米

が続けば「志氣くじけ、抑、国の危亡」を招くとして、「上は国用を補ひ、下は諸士の憂ひを救はん」ということで四家だけが再び三部上地することになった。これで多久家は、慶長十六年の上地分、尼寺・八戸・鹿子・飯盛・木原・武藤・袋・末次・真木・南里・新郷・矢俣・江里山・北浦・深川・初田ヶ里・山口の内など佐賀周辺の一七か村、地米四千九百石余に加えて、上嘉瀬・砥川など五か村、地米三千四百五十石余を上地し、諫早は高米郡で地米三千石、武雄は嘉瀬村など九か村の土地の肥沃な所が上地された。慶長の三部上地と合わせると、この四家は知行地が半減したことになる。

この三部上地によって蔵入地はかなり増大したのであるが、この上地分は当初に目的とした本藩の財政危機打開のためには用いられなかった。実はこれが小城・蓮池・鹿島の三支藩、それに勝茂の四男直弘の白石鍋島家がつくられ、鍋島家系の有力家を創設するのに用いられ、知行高では

小城鍋島家 七万三千二百五十二石五斗

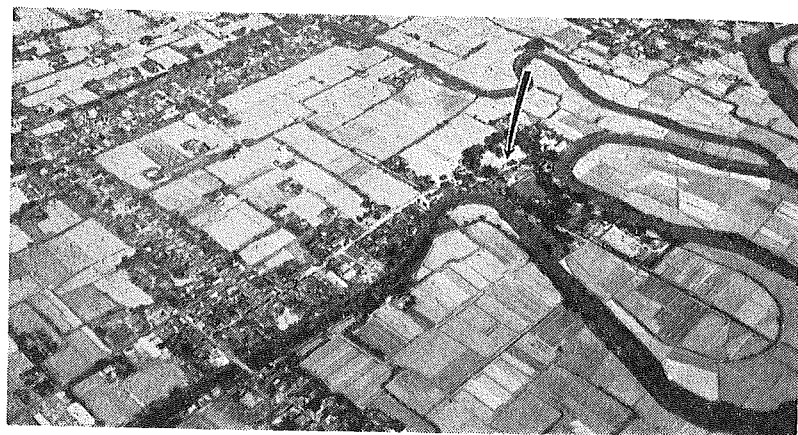
蓮池鍋島家 五万二千六百二十五石

鹿島鍋島家 二万石

白石鍋島家 二万二百七十六石五斗

しかし、三部上地、即、これらの家の創設というわけではなく、三支藩（御三家）や白石鍋島家の成立の時期や事情はそれぞれ異なっており、結果的に上地された知行地がこれらの家の創設の基盤となるわけである。しかし、寛永十六年（一六三九）に成立した蓮池鍋島家については

…上地の末、蓮池の御分地は出来し由、よって今に嚙して彼家は我輩の蔭にたちしと口碑に伝ふと…^{④⑥}



蓮池城跡（蓮池町）

として、江戸時代を通じて蓮池藩はこのような蔭口をたたかれていた。これは鹿島藩が有力家臣の小川氏の遺領を核とし、小城藩が藩祖直茂の隠居分を基盤とし、白石鍋島家は直弘がこれも有力家臣の成富氏の所領を相続して、それを基盤にしていたのたいして、蓮池藩だけは直澄が新しく分家して本藩の蔵入地を削って創設されたために、財政難を理由に上地した家臣たちの不満が、このような蔭口となって後々まで尾をひいたと思われる。

(c) 家中の献米と献金・相続米渡り

反米・舩銀・馳走米というのはともに家中に課された献金・献米のことで名称が、このように変遷してきたのである。

反米というのは百姓に課される高掛物としての反米と混同されやすいが、慶長十六年（一六一一）三部上地とともに

…今度尾州御普請^{④⑦} 過分の入目に付て家中借銀力及ばず候間…

として反米を課している。これは元和七年（一六二一）にも同じように財政難を理由として反米を課されようとしたのを

多久など四家の再度の三部上地で回避されたのは前にものべた。

舩銀については、寛永十一年（一六三四）にはじめて課されたもので、その規定によると、江戸や大坂詰め蔵米から加勢米を与えられている者で、ほぼ知行三千石以下の武士や参勤交代の供をして従っている者を除いて

…在国一職舩差出すべき事^④：

として公儀普請の際に江戸・大坂・名古屋などで働いた者も免除の対象とはならなかった。ただ、元和七年に三部上地を行った多久・諫早・武雄・須古の四家と久保田の村田家、それに小城・鹿島^⑤は免除され、その他では寺社家・内儀方^⑥・一石取の足軽・扶持米を与えられている御用職人・船頭・舩子^⑦は免除された。

舩銀は一年限りのものではなく、毎年、恒常的に課されることとなっていたが、その賦課率は知行地の作柄、藩の財政状況を勘案して決定することになっており、年によって差があった。ただ作柄が悪くても三部（三〇パーセント）以内の損毛の場合は免除が認められず、七部以上の損毛は全額免除され、三〜七部の間はその率によって加減された。また、小給の物成十石以下の者は三部の損毛でも舩銀が免除された。

明暦元年（一六五五）に舩銀の規定が幾分改められたが、この際に舩銀によって家中の生活の困窮が表面化し

…家中借銀過分ニ成立、手前相続かず、日増に下々零落候得ば、萬手支、我等為ニ然るべからず候、其に就て去度以来、右五部ニ相究^⑧：

ということで、負担を軽減して五部（五〇パーセント）に定めたということで、いかに大きな負担であった

三部上地、舩銀、御馳走米（銀）
（『小山家文書』）

銀という用語は元禄七年（一六九四）に

…舩銀の事 御先代同様^⑨：

という記録があるので光茂のときまでは舩銀と呼ばれていたらしい。しかし、御馳走米という用語も、元禄二年（一六八九）にすでに

…御勝手御差支に付て、御家中御馳走米差上ぐべき覚悟の段、聞召され、存寄として志の程御感成さ

れ候、併ながら下以(最)も差箇の時分、統兼ぬべき候条、今度の御馳走米の儀は先以て延引仕まつるべき旨仰出され候事^{⑥6}：

として財政難から御馳走米の計画はあったが 家臣の生活が成り立たぬので御馳走米は延期するが儉約を旨とし武道に励むように達している。

御馳走米という言葉は

…世に伝ふ、そのむかし、御親類始め大臣^{だいじん}はさらなり、以下の諸臣もその与^よ々に上^{かみ}を招し奉り御膳を献する格式なりしか、折にふれ行届かざる事もありしより、遂にその料もて奉る事とは成しよし、是御馳走米てふものの起る^{⑥7}：

として藩主を招待して食事を献じたのに始まるとしているが、実質は舩銀が御馳走米の名目にかわつたものである。三代綱茂の元禄十一年(一六九八)に御馳走米の賦課が始まり、宝永元年(一七〇四)には

…禄高の多少によって部掛等の御定は始て明細には成りしなり^{⑥8}：

として禄高に応じて賦課率を加減している。この度も小城・蓮池・鹿島の三家は免除されており、賦課率は

親類以下家老など	五部 ^{⑥9}
着座・惣侍など二百石以上	四部
侍 百石以上	三部
侍 五十石以上	二部

侍 五十石以下

一部

その他、手明鎗・諸職人・坊主・船頭・歩行^{かち}・舩子などまで一部(一〇パーセント)が課され足輕を除いて全員に課されている。

なお、馳走米の献上と引きかえに家臣の佐賀参勤が免除された^{⑦0}。

…何れも出米の間は家来、在佐嘉差免候事、附 年始ニは罷出るニ及ばざる事として佐賀在住による出費の節減を認めている。また藩主への献上品も一切免除されることになっていた。

正徳二年(一七一一)には前年の蝗害によって蔵入地・配分地ともに不作となり

…右損毛は御蔵入ニ限らず、配分共ニ損毛迷惑致すべし：

として馳走米の免除を定めている。しかし享保十一年(一七二六)の三月四日に片田江から出火した火は天守以下を焼失する大火となり、城の再建費用として同年六月に親類以下足輕まで三か年にわたって、御馳走銀を課された。このときは一部(一〇パーセント)といわれている。ただ、これまでの舩銀や御馳走米、御馳走銀が財政難を理由とする臨時の付加税的要素のものであったが、元文二年(一七三七)鍋島宗茂のときに課した御馳走米は

…永々毎年の御定制とは成てけり^{⑦1}：

として御馳走米は恒例化している。この年の賦課率は^{⑦2}

親類・家老	四部(出米)
着座・侍二百石以上	三部(出米)

侍 二百石～百石	二部半 (出米)
侍 百石～五十石	二部 (出米)
侍 五十石～二十石	一部半 (出米)
侍 二十石以下	二部 (出銀)
手明鐘・御徒・諸職人	一部半 (出銀)
小道具	一部 (出銀)
船頭	一部半 (出銀)
船手	一部 (出銀)

と定められている。米と銀とに分けて納めさせているが、銀よりも米で納める方が割高となるような仕組で米価が御立値段(公定値)で実際より低く評価されていたわけで、これが、二十石以下と二十石以上の侍の賦課率に逆転がみられる理由であろう。

宝永元年(一七〇四)の賦課率よりも多少軽減されているようにみえるが、これは享保十七年(一七三二)の大飢饉によって多くの餓死者を出し、人口が三十七万人から二十九万人と約二パーセントも減少した背景と元文元年の大干魃を考えると決して負担軽減を意味しないことが理解できる。

しかも、寛保元年(一七四一)鍋島宗教のときに、

…積年の御借財莫大たるによって…⁶³⁾

として御馳走米とは別に、別段御馳走銀が課されることになった。これは親類・家老以下着座までの有力

家臣団に課され、二部(二〇パーセント)の賦課銀で、このほかに武雄・諫早が銀五十貫目、多久が三十貫目を献上した。別段御馳走米は翌寛保二年(一七四二)になると藩士全員に課されることになったが家臣の勤・休によって、すなわち、勤務の有無によって負担が異なり、役職のあるものが軽減された。このときの賦課率は

親類・家老	勤 三部
	休 三部半
着座・侍二百石以上	勤 二部
	休 二部半
侍 二百石～百石	勤 一部
	休 一部半
侍 百石～五十石	出銀
	勤 一部半
	休 二部
侍 五十石～二十石	出銀
	勤 一部
	休 一部半
侍 二十石以下	出銀
	勤 半部
	休 一部
小道具・御船手迄	出銀
	休 半部

となっている。

御馳走米が恒常的な負担となり、別に臨時の負担として、別段御馳走米または別段御馳走銀が課された。宝暦十一年（一七六一）、安永三年（一七七四）に息女の婚姻などの臨時の出費のために別段御馳走米や別段御馳走銀が課されている。

なお、宝暦十一年になると、毎年課される御馳走米も勤・休によって賦課率に差が生じた。佐賀・長崎・大坂・江戸で勤務についている者は軽減され、また賦課率が石高によってさらに細分化された。寛政元年（一七八九）の御馳走米の賦課率は

親類・家老（千石以上）

勤 三部

休 四部

千石以下～三百石

勤 二部二合

休 三部三合

三百石～二百石

勤 一部八合

休 二部八合

二百石～百五十石

勤 一部四合

休 二部四合

百五十石～百石

勤 一部

休 二部

百石～五十石
五十石～三十石

勤 五合二抄

休 一部五合二抄

勤 四合

休 八合八抄

三十石～二十石

勤 二合

二十石～

休 四合四抄

二十石～十五石

休 一合四抄

十五石～

休 六抄四札

御徒・新御徒

休 六抄四札

として小給の者にまで賦課し、細かく配慮している。下級家臣の生活苦が社会問題ともなるわけであるがこの後も御馳走米

は、文化三年（一八〇六）、文政九年（一八二六）、天保元年

（一八三〇）、天保八年（一八三七）、弘化元年（一八四四）と

賦課率が改訂されている。天保八年になると鍋島直正は勤・休

の区別を廃止して、石高に応じて一率に賦課した。勤にはそれ

に見合うものとして役職に応じて役米を支給することにしたの



武家屋敷（中の小路）

である。

この役米の支給は郡方・在住代官などに多く支給され、勤役中の中・下級家臣団に有利となり、
…小身者に利多く、大身の人に不利なり…^⑦

といわれたように直正の人材登用方針を示している。これに先だって名称の変更があり、御馳走米という名称は

…文政三年庚辰の八月、御馳走米を初て、献米とは改められしなり…

ということ、献米と改められた。別段御馳走銀に相当する別段献銀が課されたが、これは鍋島直正が將軍家齊の娘・盛姫と結婚するための費用を捻出するためのものであった。

ところで、当時の佐賀藩の財政は極度に窮迫しており、米簞^⑧の発行でやりくりしたが間に合わず藩政の責任者で辞職を願ひ出るものが続出するありさまで、ついに文政七年^⑨（一八二四）には

…同七甲申の年におよんでは、国計窮乏、殆ど支ええざるによって大小の諸臣、都て相続米をぞ賜りてけり…

ということ、三か年間の相続米渡りとなった。このときの財政破綻^{はたん}の責任によって有田権之允・納富十右衛門が切腹を命ぜられた。

相続米渡りというのは家臣の知行地を全て没収して藩の管理下に置き、相続米、すなわち、生計費の名目で一定率の相続米を渡す仕組である。この時の相続米の支給率は

千石以上 勤 二部

千石以上	勤 一部半
千石～三百石	勤 二部七合九杓
	休 二部二合九杓
三百石～二百石	勤 三部二合
	休 三部一合一杓
二百石～百五十石	勤 三部六合一杓
	休 三部一合一杓
百五十石～百石	勤 四部
	休 三部半
百石～五十石	勤 四部半
	休 四部
五十石～三十石	勤 四部九合六杓
	休 四部七合二杓
三十石～二十石	勤 五部二合六杓
	休 五部一合
二十石～十石	休 五部四合一杓五札
十石以下	休 五部九合一杓四札

以下略

となっているが、これは支給率で実際にはさらに細かい計算が行われ、物成百石の勤の者は四十四石の現米が支給された。この相続米渡は天保六年（一八三五）の佐賀城の焼失にともなう再建のためにも一か年だけ実施された。天保九年に江戸城の焼失にともなう幕府から上納金を命ぜられると、これも別途に石高に応じて献米を命じた。

反米・舩銀・御馳走米・献米・相続米渡しなどの名目で恒常的・臨時的な献金・献米が行われたが、これが佐賀藩の家中の経済的困窮をまねいたのは当然のことである。

これらがどれほど藩財政を潤したかについては年によって差があつて一率には論ぜられないが、宝暦元年（一七五一）の『御物成并銀遣方大目安』によれば

家中御馳走米、二万八千三百九十五石八斗二升八合となっており、年貢米すなわち物成の収入が九万石余であるので、この物成の三一パーセントに相当するもので物成につぐ大きな財源である。ついで天保元年（一八三〇）には

家中献米 三万三千七百九十石

家中献銀 正銀九十六貫匁

で蔵入方の物成収入に対して三八パーセントに相当し、天保九年には、蔵入本年貢の十一万石に対して

家中献米 三万四千六百四十石

となつて約三一・五パーセントに相当し、蔵方総収入の十五万二千四百五十石に対して二二・七パーセント

となつている。藩財政にとって不可欠な財源となつたわけである。

(d) 人別銀と講（富くじ）

赤字財政の糊塗策として種々の新しい租税を考えたが、その一つの人別銀は家中への献米・献金や御用商人への御用金の賦課のほかに領民一般に対して献金を命じるものである。

人別銀は佐賀藩では安永四年（一七七五）にはじまり、文化・文政年間におよんだが、この内容は多様である。しかし、重い年貢の上に人別銀という人頭税を重ねて課すことは農民の没落の原因ともなり、農民の階層分化をすすめた。また、直轄領の蔵入地のみならず、配分地（知行地）にまで課税したことは三支藩をはじめとする大配分の反対が強かった。ただ、これからの弊害を十分承知しながら人頭税賦課を繰り返さねばならなかったところに藩財政の深刻さがあるわけである。またそれだけに人別銀は計画通りに徴収することが困難であり計画が途中で変更、または中止される事も多く、すでに安永四年の人別銀の徴収も、諸郷困窮につきとして人別銀の免除を達している。安永八年（一七七九）には藩札である米管の発行準備金として：御領内上下に限らず、壹ヶ月壹人銀貳匁七分七厘宛、人別銀相懸けられ候得ば、壹ヶ年に凡、銀子千貫目程は相納申すべく候^{⑦⑥}

として領内全域から年間銀一千貫を徴収する計画であつたが、実際は六か年継続する予定が二か年で打ち切りとなり、銀も百八十三貫四百九十三匁集めたにとどまつた。

しかし、その後も人別銀は度々賦課され、文政元年（一八一八）にも特別に家中に石高に応じて石掛銀を課し、郷町には人別銀を課し、文政五年には人別銀、一人につき定銀四匁を課した^{⑦⑦}。その他、文政十年には

献金勧誘所を設けて出金を強請するほどまでになっていたのである。

講は当初は勸化講の名が示すように寺社が社殿・御堂・鳥居などの修復のために富札を発行して資金を集めていたわけで佐賀藩では寺社方の管轄事項であった。ところが財政難で蔵方が財源として目をつけ、安永三年（一七七四）に寺社の万人講をやめて、御用商人を講元として、その運上金を納めさせることにした。人別銀の徴収や関税である俵銭の増徴と同時期である。

この藩営賭博である講の収入は安永八年（一七七九）千人講によって、銀五百五十七貫七十六匁八分で天明三年（一七八三）までは銀五百貫から六百貫の収益をあげているが、その後は収入が激減している。天明八年（一七八八）から千人講から万人講になると、更に収益が落ちていく。これは当初は僥倖を願って富札を買っていた人々も度重なって購入者が減少し、現銀で買わずに藩札である米管で買う人がほとんどとなったため利益が減少したためと考えられる。^{⑦⑧}

それでも、この講は多少の変遷はあったが約五十年ほど続いたらしく、天保元年（一八三〇）における講による藩の収益は^{⑦⑧}

万人講	銀	十二貫
勸化講	銀	三百五十八貫
計	銀	三百七十貫

であり、万人講は米管（藩札）でも購入できたが勸化講は現銀（正銀）でしか買えなかったらしい。この金額は蔵入の総収入の約五パーセントに相当し、米に換算すれば約四千五百石に相当する。講による収入増加

策は当時の儒学者グループの反対もあったが財政的にはある程度の効果があったといえる。

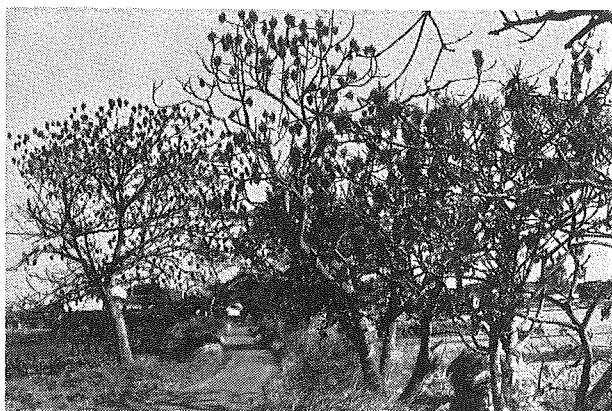
(e) 殖産と専売制

近世における産業の中心は当然のことながら農業であり、干拓などの土地の開発・品種改良・金肥の施肥などによる栽培技術の進歩によって生産力の増強をはかった。佐賀藩では水田中心の耕作が行われ、麦や大豆なども栽培されたが、商品作物の栽培は天保期になって在住

代官などによって甘藷・綿花の栽培奨励が行われ、菜種・はと麦などの栽培もみられるが、あまり多くはなかった様である。

有田の学者正司考棋も天保年間のはじめに菜種が領内需要量の四〇パーセント程度、木綿は二〇パーセント程度生産しているとのべている。農産物以外には塩が四〇パーセント程度自給できたとしていたが他領まで移出された佐賀藩の産物には米のほか第一に陶器がありついで石炭や蠟燭や紙が考えられる。

陶器については鍋島勝茂がすでに寛永五年（一六二八）、有田岩谷川内に御用窯を開き、技術保護の意味もあって寛文のはじめに街道筋から離れた南川原に移り、さらに延宝三年（一六七五）に伊万里大川内の二本柳に藩窯を移した。この藩窯の出入口に関所を設けて技術が外に出るのを防いでいる。有田の中



は ぜ の 木（高木瀬町）

心部の内山・少し離れた大川内山などの外山・弓野などの大外山などの窯は有田皿山代官の支配をうけ、藩の保護と支配をうけて運上を支払いながら焼いていた。焼物の数量に応じて課される荷高運上などである。承応二年（一六五三）には有田皿屋運上として小物成の中で銀四十六貫二百七十五匁五分、嬉野・南川原・広瀬・市ノ瀬などの皿屋運上が銀八貫百十五匁余となっており、この運上を合計すると米で千五百石前後に換算できる。運上としては大きな収益とはいえないが藩は運上の外に京・江戸・大坂・堺・兵庫の主要市場に売る商品を独占して取扱い、また、オランダ商人を通じて中国やヨーロッパへ輸出して、大川内焼を除く陶磁器の専売によって大きな利益を得ていた。天保六年（一八三五）に伊万里港から積出された陶磁器は三十一万俵におよんでおり、そのうち、平戸領や唐津領産の四万六千俵を除くと二十六万四千俵が有田皿山管轄の焼物ということになり、この他に筑前・紀州・伊予などの商人が買入れたのが三十三万俵にも及んでいた。^⑧

しかし、陶磁器による収益は機密費である懸硯方に属するのでその実態は不明である。このことは石炭の収益についてもいえることであるが、石炭山の開発は文化年間からはじまり、文政・天保にかけて出炭量はいちじるしく増大し、六角川の水運を利用して運ばれたが文政八年（一八二五）には二百五十万斤、天保八年（一八三七）には五百万斤というように石炭旅出、すなわち領外への移出が増大し、石炭による運上収益も二千四、五百両が見込まれるほどになった。^⑨

その他・楮・檀の実などからの和紙・木蠟も専売品として、藩の財政建直しのために利用された。

(f) 物成・小物成の増徴

財政難を最も安易に転嫁させられる対象はまず、第一に百姓であった。農民からの年貢の増徴こそが藩当局者が最初に思いつく方策であったと思われる。増徴の方法は佐賀藩では年貢率の増加という形はとらなかった。実質的には同じであっても、佐賀藩では地米という制度をとっていたので地米の増加という形になった。本年貢である物成（地米）の他に口米・反米など物成にかかる附加税（高掛物）があるが、度々の検地によって物成高（地米高）が増加し、反米も増加している。

課税の基礎となる検地帳にしても田の等級が慶長十六年（一六一一）のものには、上田・中田・下田・下ノ下田・さらには三下田まである。普通は下下田までであるのに零細な土地生産力の低い所までが課税の対象となり地米が課された。その後時代が下るに従って四下・五下・六下・七下田まであり、さらには水上・嶋・畔という劣悪地にまで地米が計上されている。^⑩なお、検地は配分（知行地）へも本藩から竿入れ（測量）が行われた。献米など徴収の対象となるからである。

地米高は蔵入地では承応四年（一六五五）に十万石といわれたが、

宝暦元年（一七五一）には

十四万三千七百七十六石余

というようになり増加しているが、蔵入の実収高は承応四年の八〜九万石にたいして、

宝暦元年（一七五一）

九万五千五百七十九石余

文化元年（一八〇四）

十万二千七百七十九石余

天保元年（一八三〇）

九万二千六百四十四石余^⑧

となり、結局は農民の負担力に限界があるかぎり地米から落米（免除米）が考慮されて実収高は増加はしているが、地米の増加ほどではないことが理解される。

享保五年（一七二〇）年貢徴収用の枧^すとして佐賀藩独自の枧である、いわゆる御国枧が採用された。この枧は全国共通の枧である京枧に対して、かなり大きく

御国枧 一升

京枧 一升四勺二杓七抔八

に相当し、かなりの増収ということになった。枧は佐賀城下の枧屋の専売品となり、焼印のあるものだけが使用を許された。なお、米俵は享保五年に三斗一升をもって一俵と定めており、これは京枧に換算すると三斗二升三合余となる。

なお、徴収した米は山白米・白米（里白米）・黄米・赤米の類別があり、山白米や、黄米は産額は少なかった。値段は享保七年の例では一石について銀で

山白米 五七・一四匁

白米 五四・〇五匁

黄米 五四・〇五匁

赤米 五〇・二五匁

となっており、藩としては値の高い白米を好み、年貢に赤米を納めるのは三割以下に制限した。宝暦元年（一七五一）の年貢米は

白米 八一・六パーセント、赤米、一七・一パーセント、黄米 一・三パーセント

の割合であり、この割合は年によって大きな差はない。なお、赤米は農家の自家消費用にかなり用いられたらしく栽培の割合はもっと多かったようである。

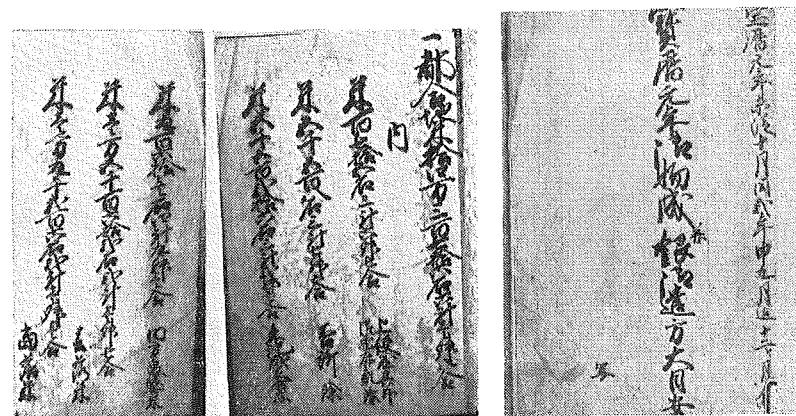
小物成の収入については、前述したように配分地（知行地）の小物成も本藩支配で、その収入となっていた。承応二年（一六五三）の小物成方の収入をみると、全体ははっきりしない点もあるが記載分だけでも新堀など新田物成だけで一万石以上の収入があり陶器関係の運上銀も前述したように銀五十四貫余におよんでいる。その他では佐賀城下町や諸津町の地料、林野・畛野の雑税、紙・米屋・たばこ屋などの運上などである。

また、安政五年（一八五八）の小物成方の収入は

銀 八百二十九貫九百五十匁

米 二千七百六十六石

におよんでおり、小物成方の収入と定められている白石秀郷・中郷・南郷の物成米一万四千石余をはじめ、新田の物成米など米だけでも蔵方物成の三分の一近くの大きな収入であり、銀での収入の中には大坂上米俵銭、諸津俵銭、伊万里・楠久両川口俵銭・陸地俵銭などの俵銀が銀二百九十貫足らずで最も多く、有田皿山



『宝暦元年御物成并銀御遣方目大安』（佐賀県立図書館蔵）

運上が銀三十八貫余、酒屋運上が銀六十五貫余などで煙草・桃屋・檀木・晒蠟・水車・築・諸獵・諸津帆別などの名目での運上銀・城下諸町の地料・諸津地料などがあつた。小物成の収入の割合がかなり大きいところにその特色がある。

以上財政難打開のための増収策についてのべたが、これとともに支出削減策についてのべると

(g) 家臣団の知行整理策

佐賀藩は龍造寺氏全盛時代からの数多くの家臣団を抱え込んで、家臣の知行地（配分地）が多く、藩の財源となる直轄地（蔵入地）が少なく、しかも、地方知行の形態が最後まで残り、藩は家臣の知行に手をつけることが困難であつた。

鍋島勝茂は財政整理のために元和六年（一六二〇）五十石未満の侍の中で二百人の知行を没収し、かわって切米十五石を与えることにした。知行取から切米取（蔵米支給）にかわつたわけである。彼らは代りに平時の役は免除され、戦時は鏑一本をもって従軍するという意味で手明鏑と呼ばれ、平時は農業、商業、その他の職を営むことが認められた。第二回目の三部上地

が行われた年で明らかに財政上の理由で手明鏑の創設が行われたことが理解できる。その後、手明鏑は侍・手明鏑・徒士・足輕という身分であつたことは前述した通りである。その後、浪人を命ぜられて落度によって禄を離れた者はいたが手明鏑の創設のように大規模な知行整理は行われなかつた。これは幕藩体制の身分制度の安定という視点から眺めて知行制度に手をつけることは好ましくないと考えられるとともに、財政上の問題から考えると、家臣からの献米という方策がとられて、これが問題が少なかつたからであらう。ただ、天明八年（一七八八）に中間四〇人を二〇人に減少するなど儉約令にともなう人員整理を行つたり、天保六年（一八三五）には、家禄の加増を今後一切廃止し、役人の三分の一にあたる四二〇人の役人を整理し、役米を減じた程度のことを行われた。

しかし、家中への献米・献金の強制割当てや相続米渡りは実質的に知行の切下げであり知行や切米は家中の固有の財源ではなく、領主の恣意によって左右されることが多かった。

(h) 儉約令と公役回避

俵約令は出費を抑え、家臣には知行や切米を担保にしての借銀を行うことを回避させ、百姓も土地を手離して没落することのないように留意させて、ひいては藩財政のためにも家中の献米や物成の増徴を可能とする経済的な側面と、いっぽうにおいては身分制度の厳しい当時においてはその身分に相應する生活程度の指標を示すものであった。

例えば『鳥ノ子帳』によると

庄屋・百姓衣類の儀、布木綿の外、着仕まつる間敷事

とあり、いっぽう、武士は千石以上のものは

絹布の類、着しても苦しからず

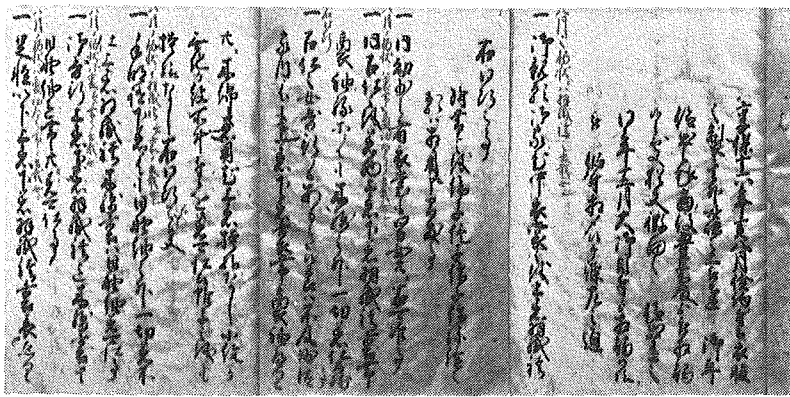
ということ、千石以下の武士については上着は日野紬・木綿の類を、下着には古絹布や安価な絹布を認め、中間以下は百姓同様に布木綿、かみこ以外は認めなかった。俵約令は時代が下るに従って厳しくなり、婚礼などの料理は明暦元年（一六五五）の段階では二汁三菜と定められていたが、文政四年（一八二二）の俵約令によると家中にたいし

…御家中料理一汁三菜 肴三種を上ニ、随分手輕仕候様…

とし、町人や百姓は

…重立候祝事たり共、料理一汁二菜、肴兩種を上ニ、随分 輕く仕まつるべき事…^⑨

としている。身分に応じて細々とした衣裳などの規定を定め、女性はその夫や父の身分に準じて衣裳が異なり、歩行（徒士）以下の身分の娘や妻は銀や鼈甲の櫛や笄を禁じられた。俵約令が厳しくなればなるほど、



『俵約令』（佐賀県立図書館蔵）

身分による衣裳の差が細かく規定され、俵約令に違反した場合の罰則も身分によって異なることは前述した通りである。^⑩

俵約令について藩側では、その趣旨として

…早寛、右様分過の義、これ有り候処より家業ニ疎み市中郷

村も衰微に及び、甚敷ニ至候ては鼈を倒候躰ニ成り行き、以

の外の儀ニ候、然る処、御勝手向の儀、累年御差支ニ付、今

度格別御取締の義、仰付られ候…中略…堅く其旨を守、聊、

分限不相応の儀これなき様…^⑪

としている。俵約令は身分相應の分限を守らせるという側面も強く、風紀取締り令と併行して出されるのが常である。領民の寺社参詣にも制限が加えられ、伊勢参宮も伊勢町の伊勢神社に参詣することがすすめられた。

一 神仏二信心の者、他国の寺社え参詣ハ差置 御国の寺社へ参詣仕まつるべく候事

但 是迄他方の寺社え立願等相懸け置、成就として参詣仕まつらばで相叶はず候ても、尙か年二一村より式人の外、他参仲間敷事^⑫

としてとくに他国の寺社への参詣が制限されている。

しかし、俵約令は繰返し出されたにもかかわらず、一般の生活水準は序々に向上し、財政的見地からはあまり効果はあがらなかった。むしろ、教訓的側面が強かったようである。

俵約令が消極的、かつ間接的な財政効果をねらったのにたいし、幕府公役の回避は直接的な支出抑制の意味があった。

佐賀藩は寛永十九年（一六四二）長崎警備を分担して隣藩の福岡藩と隔年で勤めたが、このための財政的負担は大きかった。正保四年（一六四七）にはポルトガル船二隻が長崎に入港し、佐賀藩では八三五〇人が出兵して警戒し多大の出費を要した。番所をつくるなどで出費もあったが警備は十分ではなく、文化五年（一八〇八）のフェートン号事件ではその不備が暴露された。しかし、これは佐賀藩だけが責を負うべきものではなかった。この長崎警備と参勤交代が大きな公役であったが、この他に初期には普請役を命ぜられ、後には三支藩までが参勤交代や接待役などの公役を負担してこれが本藩の財政負担となったことは前述した通りである。三支藩にすれば城主格としての大名の格式は欲しいし、金はなしということであり、また、本藩からみると三支藩は家中献米なども免除されている上に、時折、借金 of 尻ぬぐいをさせる厄介者の弟みたいな存在で、それでいて大名面をして、大名間の交際を好む困った存在と思われていたのである。小城・蓮池が東海道や東海道の河川の普請手伝を命じられ、これが負担となって本藩は文化三年（一八〇六）、長崎防備の費用を省略して手を抜いていた所に文化五年のフェートン号事件は起こったのである。

佐賀藩では藩主の病氣（仮病）を理由に参勤交代を延期したり、三支藩の公役負担を種々の口実を設けて

回避するために幕閣に金を使って運動しなければならなかった。

財政収入を増加し、支出を抑制しても、結局はなかなか財政赤字は解決せず、残る方法は借銀や藩札の発行である。富籤とみせんの発行は前にものべたように当初はかなりの収益があったが結局は天保五年に廃止された。⁹⁵

(i) 借 銀

佐賀藩は当初から財政事情が悪かったことは前述したが、このため上方商人から借銀し、この借財が寛永末年には銀一万貫を越え、もはや支払い能力を越えて利息の支払いのために借銀を重ねる状況で借財は雪だるま式に増加して借銀返済不能となった。慶安四年（一六五一）に参勤した勝茂は大坂と江戸の商人に散々責められて結果となった。勝茂は借銀の利息を切捨てて元銀の分だけ二〇年間の分割払いにすることを一方的に宣言した。

幕府にたいしても弁解のための口上書を提出している。

（元）

…本銀は七千貫目程御座候、年々利足相加り候へば、しかと員数は心得申さず候へども、凡そ一万四、五千貫目にても御座あるべきかと存じたいし候…⁹⁶

とのべている。銀百匁が米三石という相場で換算すれば、元銀の七千貫だけでも二十一万石に相当し、蔵方物成収入は十萬石に足りないわけで、それだけですでに二倍以上、利息を加えた分を考えると四倍以上の巨額の借財であり、この元銀だけの二〇年賦にしても年間一万石前後をその支払いにあてねばならなかった。

佐賀藩法を定めた『烏ノ子帳』にも、借銀方の項目があり

…借銀大分に成立、迷惑ニ及び候得共、別ニ仕るべき了簡なきについて小宛成共、漸々返弁申より外これ



『鳥ノ子帳』借銀第一通（佐賀県立図書館蔵）

なく候：

として借銀返済のために平年作以上の年には

…返済料として地ニて引分：

として蔵入地の中から土地を指定して、その土地の
地米（物成）で返済にあて、また、

…家中ニも銀米の間申付：

とあるように家中への献米・献銀によって借財の返
済にあてることになっている。また、借銀の返済は
（元）

…先様本銀にて請取べしと申者斗取合、何卒、年
々ニ相払申すべく候：

として元銀だけの返済でよいという人にだけ支払い
しかも年賦払いを定めている。元銀だけの返済とい
うことは、さすがに気がとがめるとみえて種々弁解
しており数年間借りたものを無利子というのは不作

法ではあるが利子を加えると返済のめどがたらず、

…利足を返弁候得ば、はてはてもなき儀：海川ニ入たると同然ニ心得、事の外気草臥：

ともかく、利子を払っていは借銀返済の見込が全くないので、どんなことがあっても利息は返済しないと

のべている。なお、借銀先は前述したように江戸・上方・長崎・国許（佐賀）などで、藩が借りたものの外
に

…諸郷より百姓借入候上方銀子の儀：

とあるように百姓達が共同で年貢納入用に借入れることもあった。なお、家中も多くの献米、献銀によって
窮乏しそれぞれ多くの借財をかかえて苦しんでいた。

勝茂は財政について細かい配慮を行ったにもかかわらず多くの借財を残した。その後をついだ光茂は財政
責任者であった多久茂辰が

…余り御無欲すぎて費をも御存じなされず候：

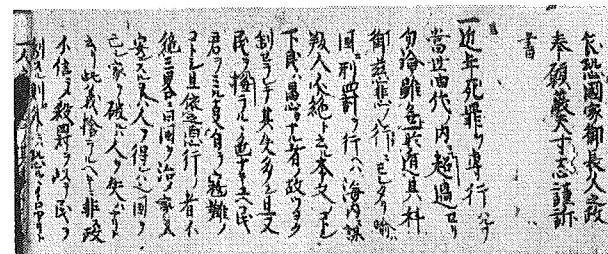
と批判したように贅沢と放漫財政であり、ある家臣の日記にも元禄二年（一六八九）の条に光茂が中野将監
らと結んで行った独裁的な政治を評して

…金錢米穀の費、皆省勘に及ばずして塵となる：

とのべており、赤字財政は江戸藩邸への仕送りも不能となり、出入りの町人が倒産して江戸ではどんな買物
をしても鍋島家には掛売しないというほどの悪評であった。光茂の政治はこの外にも藩内で多くの批判があ
り例えば神代鍋島家にある元禄二年の政治改革のための匿名の訴状の中には

…内縁有レバ依估ヲ加フ、政道一ツトシテ信ナシ：只、酒宴遊興美食ヲノミ好ミ：
として情実政治を批判し、財政難から

…城下ノ町人ニ金銀ヲ相掛ケラレ、公用トナサレシ事非法ノ至リ、評スルニ足ラズ…：金財ヲ責取テハ商



訴 状 (『神代鍋島家文書』)

人自然ト勞セン：商人安ケレバ珍財国ニ満ツ：酒の運奏相掛ケラレタリ、
是尚宜シカラザル儀也： (運上)

として商人に献金や運上を課して財政難の打開をはかることを批判している。この批判によってか、元禄二年には中野将監は財政紊乱の責を負って切腹した。光茂は家中の献銀である舐銀を廃していたが莫大な赤字財政によって御馳走米として復活することになるのである。光茂のときの年間赤字は前記の家臣の日記によると十両とも書かれている。

元禄八年 綱茂が相続したときの借財は

借銀 八千貫

買掛金三千貫

におよび、米に換算して約十五万石、金で換算すると約二十万両である。

これは金銀貨の改鋳によって物価が騰貴しているために借銀返済が相対的に容易になっているわけであるが、それでもまず返済不能に近い数字である。

大きな借財で支払い能力がないとなると、今度は貸してくれる人がいなくなる。とくに藩士たちは借銀に苦しみ、しかも金融の道が閉されがちであった。これを助けるために元禄二年に始まったのが切地による借銀である。

これは藩が銀主に抵当としての知行地の物成や切米を保証することである。知行取は知行地の一部、切米取は切米の一部を藩の切地方に管理を任せ、藩がそれを担保に支払いを確約、保障するものである。その担保となった知行地が切地と呼ばれるもので切地代官の支配をうけ、切地庄屋が地米を徴収して銀主に支払うもので、切米の場合はもっと簡単に切米の蔵留を行って支払い分に相当するものを蔵方で保留して直接銀主への支払いを行うわけである。

この切地は町人からの借銀引当のみならず懸硯方や祠堂銀方など藩庫からの家中の借銀にも応用され、または御馳走米などの献米・献銀の滞納の場合も切地を差出して藩がそれを支配した。担保と借銀高については元禄二年の段階では物成百石に対して銀三貫までという限度の規定があったが、だんだんとこの限度もくずれていった。家中の生活が苦しくなったわけである。

その後の藩の借銀については、前述したように宝暦元年(一七五二)の蔵方収入の過半の銀一万五百六十三貫八百九十五匁九分が上方・長崎・国許(佐賀)での借銀であり、支出の部でも八千貫余が借銀返済にあてられている。

その後、治茂の改革が行われ

…泰国民御代ニ八百貳拾万両ノ御貯蓄金コレアリ： (106)

とか

…大坂表の儀、右御借銀筋漸々相片付き年々京石五万石宛差登す筈の処、彼地の景氣に随い貳万石増上米これあり： (106)

として借銀返済ができ、肥前米も大坂堂島で榎米（建米）となって財政は好転したようであるが、その治茂も天明三年（一七八三）には利息を切捨て借銀千年賦払いという、借銀踏倒しを行っている。その後、文化元年、（一八〇四）の蔵入収入で借銀は銀一万二百五十二貫余で単年度では収入の四四パーセントをしめており、天保元年（一八三〇）は銀一万一千四百三十九貫余で借銀財政の体質は改まらなかった。前述したように蔵方の会計とならぶ、懸視方の会計が不明であるので全体はつかめないが、表会計である蔵方は借銀に追われていたわけである。

文化十一年（一八一四）の負債は、銀三万一千貫・米箬三十万石ともいわれ、天保十年には借銀十三万兩といわれた。^⑩

直正は天保の改革の中で天保十年から、利止め、五〇年賦返済という形で借銀返済を行い弘化年間（一八四四―四七）には借銀支払い高が激減している。ここでも踏倒し同様のことが行われたわけである。

なお、藩の負債額は借銀高だけでは正確ではなく、不換紙幣化してくる藩札の発行高を加算しなければならない。以下藩札についてのべてみたい。

(i) 藩札の発行

藩政初期には佐賀藩でも銭の鑄造が行われたことがあったらしく、勝茂の多久長門などへあてた書状の中に真木新兵衛に鑄させた新銭が二千貫ほど出来上がったので今後は古銭の通用を禁止して新銭だけを使用する旨の高札を建てるように指示している。しかし、貨幣の発行権は幕府が掌握するようになった。

財政難から藩札が発行されたのは寛文元年（一六六一）越前福井藩発行のものが最初といわれているが、

その後、二二〇藩前後の藩が藩札を発行している。当初は領内通用の兌換札であったが、だんだんと、その表記の額では通用しなくなり不換紙幣化してゆく傾向にあった。佐賀でも銀であらわす場合に正銀と定銀という区分があり定銀は正銀よりもその実質通用価値が低かったが、実は定銀とは藩札のことである。

享保十五年（一七三〇）幕府は藩札発行に関する規定をつくり、その通用年限を知行高二十万石以上の大藩では二五か年とし、必ず勘定奉行の承認を要することとした。



藩札（米箬）

佐賀藩の藩札の発行も財政難を背景に行われたもので享保十七年（一七三二）の蝗害による大凶作と飢饉によって幕府から二万両と大坂からの廻米の拝借をうけ、その返済のために享保十九年、二〇年間の通用というこ

とで銀札発行の許可をうけ、翌享保二十年六月から銀札を発行した。^⑪ 銀札に要する紙は京都から取寄せて用いた。銀札の種類や発行高は不明であるが、だんだん通用が難しくなったようで宝暦十年（一七六〇）に廃止された。

：御領中銀札遣仰付られ置候処、不景氣ニ 相成 銀札通用薄く…
として銀札一匁と銭三十文を交換して銀札を廃止している。銀札の実質価値が落ちていたのである。

次の発行は宝暦十三年（一七六三）である。これも前年の宝暦十二年は旱魃の上に七月十五日と八月八日の両日に大暴風雨に見まれ一万八千町歩ほどが旱損、千四百町歩が水損、家屋の全半壊五〇余戸という災害で幕府から一万両の借金をしている。たぶん、この返済と享保の銀札の期限ぎれということで新しい銀札の発行を認められたものと思われる。

藩は城下居住の足輕^⑩で呉服町・野口太左衛門、中町・堤伊左衛門を札元（発行請負人）として八か年期限で銀三百貫目の銀札を発行した。この銀札は、

大黒 五十匁、鳳凰 十匁、孔雀 五匁、鶴 三匁、鷺 二匁、鷹 一匁、鷹 五分、鳩 三分、梅に鷺二分などであった。

実際はどのようにして通用させたかというと宝暦十三年の三月二十一日以降に銀札の使用を開始するから白山町の札所で金、銀、銭の通貨と交換すること、四月十五日までが交換期間であるので、その間は金、銀、銭の通貨との併用を認めるが四月十五日以降は金、銀、銭の通貨や穀物などの物品貨幣を用いたりすることを禁じた。銀札使用はこのように徹底して行われた。銀札一匁は銭八十文と定められて銭や銀との引替についてもそれぞれ規定を設けている。^⑪発行額が銀三百貫目を越えたことは容易に想像できるがその実態や利潤については不明である。ただ、このしくみは藩札発行分だけ藩に金・銀・銭で収入があることになり、かなりの収入であったが、発行の翌々年、明和二年（一七六五）の一月に銀札の濫発による混乱が起こり、町人その他大勢が札元の野口太左衛門、堤伊右衛門宅に押かけて打ちこわしをかける事件が起こった。しかし、これで藩札の発行が廃止されたわけではなく、宝暦十三年に発行された銀札の通用期限の八年を経過した明

和八年には一五か年通用の銀札の発行願を幕府に提出している。治茂が藩主となった年の翌年で財政改革に乗出そうという時期である。この治茂のときの安永年間に米管という特色ある藩札が発行された。

安永八年（一七七九）八月、臨時の出費が重なり、莫大な赤字が予想されるなかで

…当時御領中金銀基払底ニ相成…水損穂枯等ニて大損も候郷村の者、早速過分の御救米をも差出され候はて相叶はず…^⑫

として治茂に米管の可否を問うている。隣藩の筑前久留米藩の米管発行の実績をも参考にしていたのである。米管の管というのは佐賀では当管・乞管など以前から用いられた語で手形、または証文・証券の意味である。ところで銀札を発行しないで米管という名称で発行した理由はどこにあるのだろうか。

藩では発行の理由を家中の蔵米取（切米）が米を受取るときに数十石を一時に受取るのは運送・保管などに不便なので少量ずつの切符にして渡しておけば便利であり、また生活困窮者を助けるために米管を町役人や村役人に渡しておけば急場にも間に合うし、米管を米、または銀に換えることができる^⑬と説明している。また寛政十年の触書にも

…右ハ現米買売の切符ニて、札遣と申名目ニハこれなく候得共…^⑭

として米管の藩札としての性格を否定しようとしている。これは幕府の銀札発行についての規制との関連があるもので幕府は安永三年（一七七四）に

…前々銀札遣いたし候場所ニても中絶の分ハ銀札相成難し…

として銀札の発行を抑えたので米管の名称を用い、銀札ではないことを強調しているわけである。このこと

は隣藩の唐津藩でも七二銭を發行し錢札でありながら文を單位にせず匁を單位して一匁が七十二文通用という実質は銀札でありながら名目は錢札という変わった藩札を發行したのと同じ理由であろう。^⑩

安永の米管については一石から一升までの八通りの札を發行する予定であったが実際は五合札を加えて九種類が發行された。なお、米管一石は銀五十匁、銀一匁は錢八十文の割で交換するようになっており、銀で米管を求める場合は銀百匁に対して百一匁分の米管を渡し、逆に米管で現銀に換える場合は米管百匁分（二石相当）に対して現銀九十八匁を渡す規定となっていた。米管の札は古い銀札と混せて佐賀郡の北山筋（山内）で漉いた紙を用いており、紙質は悪かった。

米管との交換の場所は佐賀城下の元町の米会所で昼四ツ時から八ツ時（午前十時から午後二時）と定められたが、それ以外のときでも交換は比較的便宜がはかられていた。米管との交換のために米会所にはかなりの引換準備金が必要になるが、このために一か月一人銀二分七厘七毛の人別銀を徴収して年間銀千貫目を目標としたが実際には銀百八十三貫目しか集まらなかったのは前述の通りである。

なお、米管は一か年通用が原則で毎年十一月一日から十五日までのうちに新しい米管と交換することになっていた。これによって米管が累積され、市中に大量に出回って流通市場を混乱させることを防げるわけである。

米管は通貨として町人や武士に貸付けられる仕組であり、その利率は年に一割と定められていた。すなわち、米管は藩札として通貨量を増大させる役割と貸付による利益、交換にともなうわずかの差益、米管の紛失や交換期限ぎれによる無効米管による利益ということが考えられる。發行高は

天明三年（一七八三）～寛政四年（一七九二）まで十年間の平均が
五万七千四百五十石

寛政五年（一七九三）～文化元年（一八〇四）の十二年間の平均が
十万六千二百五十石

で、とくに寛政五年以後がとくに發行高が増大している。なお貸付による益金の平均は

天明三年～寛政四年

銀百五十六貫三百十八匁六分

寛政五年～文化元年

銀百六十四貫百七十五匁二分

となり、益金が發行高に比例しているわけではないし、益金そのものは米に換算しても二、三千石程度で特に大きいものではなく、むしろ、前述の「金銀甚払底」といわれたときに五、十万石の米管によって財政運用が安易になるところに大きなメリットがあったと思われる。

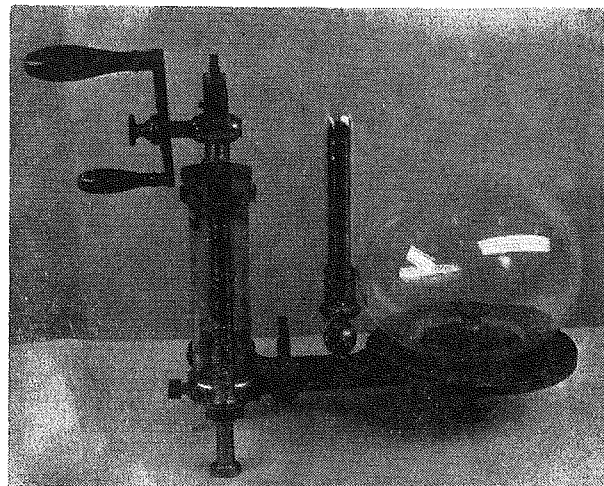
寛政十年（一七九八）に幕府は米札通用についても禁令を出しているが、佐賀藩では廃止できないほどに米管が普及していたし、その後の藩財政の窮迫によって、文化十一年（一八一四）には藩債は借銀三万一千貫、米管三十万石といわれたように米管が濫発されたために米管が暴落し、当初米管一升が四十文と定められていたものが、文政年間になると四文か五文にしか通用しなくなったので市中の米管四十万を安く買入れ新しく十万石の米管を發行した。^⑪

文政九年には財政難に苦しんだ蔵方役人、中牟田三左衛門は独断で薄桃色の新しい米管^⑪を発行したが、正式の手続をふまない札は無効として処理されたため、この米管を手に入れた多くの領民に多大の損害を与えて倒産者が出たので切腹を命ぜられた。切腹を命じた藩は多大の収益があったはずである。その後も米管の発行は続けられていたようであるが、『明細録抜萃^⑫』に安政三年八月から発行された銀札が二十二万両で十五万両が御蔵方、七万両が御側よりと記されているが、安政三年（一八五六）には銀札方が設けられ、通期限の定めてない二十匁（青）、十匁（白）、五匁（青）、二匁（黄）、一匁（白）、五分（茶）、三分（鼠）の七種類のそれぞれ七福神を分かち描いた銀札を発行した。安政三年までの七五年間ほど米管が使用されており

此以前ハ米管ニテ年々御引替アリ 但 銅金三万五千五百両備アリ^⑬
とあるように毎年の引替と交換準備金が必要であったことがわかる。^⑭

近代的兵制の財源 佐賀藩の厳しい財政難についてのべたわけであるが、この中で他にさがけて反射炉を造ったり、近代的な軍備に乗り出した財源はどうであったか、これには後述される直正による天保の改革に負うことが大きいわけである。三支藩の幕府公役の停止、参勤交代や御馳走役などの出費を抑え、加地子猶予令によって貧農の没落を防いで年貢徴収の増大をはかり、弘化二年（一八四五）の国産方による長崎貿易の利などである。しかし、それでも佐賀藩の表向きの御蔵方の会計をみるかぎりでは全く余裕はみられない。

近代的兵備のなごは佐賀藩の会計のしくみの中にある。すなわち、一般会計にあたる御蔵方と、小物成収



精煉方の道具・真空ポンプ（佐賀県立博物館蔵）

入などを財源とする機密軍事費や藩主の私費となる懸視方に分かれる二重会計のしくみである。しかも、この懸視方の収入が大きく、白石三郷の小物成方支配の田畑の地米など約三万石、それに冥加・運上などであり新搦からの収益、専売品の収益などが含まれてかなりの額のぼっている。前述したように治茂の改革によって、口碑ではあるが百二十万両の蓄財があると伝えられる^⑮いっぽう、文化元年の御蔵方の会計で銀一万貫を越す借銀があるという矛盾はこのしくみに原因があるわけである。

なお、懸視方の収支は機密に属することであり、武雄領の懸視方の規約にあるように、

…惣て手元収納高の儀は、別て穩密の儀候条、決して
他言仕る間敷候…

という性格のものであったと考えられ

…定の通、堅く懸視へ相納め軍務の用金充滿致し候心
懸…

であったことが想像できる。

注

- ① 大名の江戸城内での控の間は石高などの格式によって定められていた。
- ② 対馬藩は朝鮮貿易による収入が別にあったが、収入は一定しなかった。
- ③ 竿入れともいう。
- ④ 『鍋島宗茂公譜』
- ⑤ 裏作の麦・大豆まで米に換算している。
- ⑥ 『御領内石高積目安』
- ⑦ 『佐賀県史』中巻
- ⑧ 寛政元年『巡見録』
- ⑨ 地米に当初は五ツ成で計算し、後には四ツ成で計算して知行高を定めた。またなかには三ツ成で計算する場合もある。例えば四ツ成武雄鍋島家知行高 二万一千六百石 地米高八千六百四十石
- ⑩ 幕末佐賀藩の行政機構一覽参照
- ⑪ 輸出入の関所で徴収する関税
- ⑫ いわば、御手許金(ポケット・マネー)
- ⑬ 『多久家文書』
- ⑭ 承応四年『口上書』
- ⑮ 武雄・須古は鍋島を称するようになる。
- ⑯ ⑭に同じ
- ⑰ 損毛これなき年も漸く八、九万石程御座候、前

- ⑱ 記『口上書』
- ⑲ 宝暦元年『御物成并銀遣方大目安』
- ⑳ 白石三郷は小物成方の支配で懸硯方にはいる。
- ㉑ 値段銀百匁 一石八斗九合九匁として計算している。
- ㉒ 一石 銀二十五匁
- ㉓ 享保の改革での上げ米は佐賀藩は長崎動番を理由に一万石につき三十三石、すなわち、一般の藩の三分の一の負担であった。
- ㉔ 宝暦元年『御物成并銀遣方大目安』
- ㉕ 自費のこと
- ㉖ 米三石——銀百匁
- ㉗ 繰越金を除く単年度では約四四パーセントに相当する。『御物成并銀遣方大目安』
- ㉘ 繰越金を除く単年度では約四〇パーセントに相当する『御物成并銀遣方大目安』
- ㉙ 當時は益田村ともいった。
- ㉚ 願正寺は領内浄土真宗の総括的な立場にあり、種々の特権を与えられていた。
- ㉛ 長崎県立図書館蔵
- ㉜ 當時はこのような明確な家格は定められてはなかったが、當時の名門の九名が列記されている

- ⑳ 潮の逆流する際に比重の差から上層を滞流する淡水をいう。
- ㉑ 元禄九年『郡方手頭』
- ㉒ 同 右
- ㉓ ふうつうと読む、舫(もやい)仲間の責任者
- ㉔ 大詫間は当初、武具商の武富家によって干拓されたと伝えられる。
- ㉕ 『嘉瀬川水利史』等による。
- ㉖ 当初、里山方・山方・堀方・陶器方・牧方の五つがあった。
- ㉗ 初期の開発実績に比べると少ないようであるが干拓としてはかなり大きい。
- ㉘ 『検地・三部地・献米の概略』(小山家史料)反米とは献米のこと。
- ㉙ 同 右
- ㉚ 同右の史料によれば百石につき七十石の献米である。
- ㉛ 龍造寺家系
- ㉜ 『検地・三部地・献米の概略』
- ㉝ 元禄三年の段階であり、当初の石高はもっと少ない。
- ㉞ 『検地・三部地・献米の概略』
- ㉟ 名古屋城の普請役

- ㊱ 『検地・三部地・献米の概略』
- ㊲ 同 右
- ㊳ 蓮池は創設されていなかった。
- ㊴ 内儀方知行のことで、勝茂の妻高源院の化粧田である。
- ㊵ 水主ともかく、水夫のこと
- ㊶ 不作の意味
- ㊷ 『検地・三部地・献米の概略』
- ㊸ 同 右
- ㊹ 同 右
- ㊺ 同 右
- ㊻ 同 右
- ㊼ 部は分とも書くが一部は一〇パーセント
- ㊽ 地方在住の家臣
- ㊾ 『検地・三部地・献米の概略』
- ㊿ 同 右
- ㊽ 同 右
- ㊾ 米相場は一石に銀六十七匁前後で五十貫目は七百五十石に相当する。
- ㊿ 部は十パーセントに相当する。以下合・抄・札となる。
- ㊽ 安政三年『年役々料書出帳』
- ㊾ 『直正公伝』

- ⑥8 藩札
- ⑥9 『直正公伝』には文政六年とある。
- ⑦0 同 右
- ⑦1 御上納金という。幕府への献金
- ⑦2 天保元年『御物成并銀遣方大目安』
- ⑦3 天保九年『御物成并銀遣方大目安』
- ⑦4 口米・反米などの高掛物を加える。
- ⑦5 借銀収入を除く実質収入
- ⑦6 『泰国院様御年譜地取』
- ⑦7 藩札のこと、藩札で納める。
- ⑦8 『直正公伝』
- ⑦9 天保元年『御物成并銀遣方大目安』
- ⑧0 実質収入（借銀収入を除く）
- ⑧1 『儉法富強録』
- ⑧2 『万小物成算用帳』
- ⑧3 献上品である。
- ⑧4 『伊万里歳時記』
- ⑧5 『直正公伝』
- ⑧6 慶応三年『佐嘉郡巨勢郷東西村田方角据帳』
- ⑧7 承応四年『口上書』
- ⑧8 『御物成并銀遣方大目安』
- ⑧9 『倉町鍋島家日記』
- ⑨0 『万小物成算用帳』
- ⑨1 衣服其外の締方廉々觸達の事
- ⑨2 衣裳法度相背候者料銀の定
- ⑨3 衣服其外の締方廉々觸達の事
- ⑨4 天明三年『教諭書付』
- ⑨5 『直正公伝』
- ⑨6 承応四年『口上書』
- ⑨7 舩銀である。
- ⑨8 『鳥ノ子帳』借銀方一通、慶安五年
- ⑨9 同 右
- ⑩0 『石田私史』石田為淳たふちの日記
- ⑩1 乍恐国家長久：神代鍋島家史料
- ⑩2 元禄十一年に實際は始まる元禄二年にその計画は
- ⑩3 あったが実施されなかった。
- ⑩4 『石田私史』
- ⑩5 物価高騰で一石一銀七十五匁元禄の金銀貨の改鋳
- ⑩6 で貨幣の品位が落ちたため
- ⑩7 明治二十七年『談話筆記』
- ⑩8 享和元年『泰国院様御年譜地取』
- ⑩9 『直正公伝』文化十一年の例では米に換算すると
- ⑩0 八十万石前後の負債ということになる。
- ⑩1 鍋島主水家の史料では、享保二十年卯二月より銀
- ⑩2 札遣仰付られ候事、とある。
- ⑩3 『願正寺文書』宝暦十年

- ⑩0 身分は足輕で實際は商人
- ⑩1 当時の銀銭の交換相場は銀一匁に錢八十文前後で
- ⑩2 ある。
- ⑩3 『泰国院様御年譜地取』『米筈御仕法の大概』（安
- ⑩4 永八年）
- ⑩5 『泰国院様御年譜地取』（天明六年）
- ⑩6 同右（寛政十一年）
- ⑩7 『佐賀県史』中巻唐津藩
- ⑩8 『直正公伝』
- ⑩9 赤札といわれた。
- ⑩0 鍋島文庫史料
- ⑩1 『明細録抜萃』
- ⑩2 米筈については『佐賀藩の藩札（米筈）について』
- ⑩3 『社会経済史学』第三十五巻第五、六号池田史郎氏
- ⑩4 を参照した。
- ⑩5 明治二十七年『郷談筆記』
- ⑩6 文久三年『武雄鍋島家文書』